

京都市の人件費の現状について

第5回持続可能な行財政審議会資料

1

本資料の位置づけ

目的

効率的・効果的な執行体制の確立に向けて、
本市の人件費の現状を把握したうえで議論していただくための資料

考え方

効率的・効果的な執行体制は、都市の成り立ちや特性に応じた施策の展開等も考慮して検討する必要があります、他都市との比較のみをもって判断するべきものではないが、本日、議論をしていただくための1つの参考指標として、現在の他都市平均との比較分析結果をお示しするもの。

- 本市の人件費の現状について、主たる構成要素である **職員数・給与等** の両面から分析。
- 他都市比較を行う際は、現在把握できる最新の数値を使用。
(人件費:R1 職員数:R2 給与等:R1 退職者数:H30)
- 他都市の個別の都市特性・施策展開等は原則考慮外とした単純比較。

2

概況

○ 本市では、これまでから全国トップレベルの福祉、医療、子育て支援の充実、市民生活の安心安全、京都の強みを生かした都市の成長・都市格の向上につながる施策を着実に推進。

○ 一方で、持続可能な行財政の確立に向けて

- ① 民営化，委託化など適切な役割分担による業務の見直し
- ② 業務の集約化，効率化，組織の再編
- ③ 地方分権改革，社会情勢の変化への的確な対応

を基本とする定員管理計画による職員数の適正化や、働き方改革の推進による時間外勤務の縮減など、人件費の抑制を実施。

○ 職員数は平成19年度から令和2年度までの13年間に全会計で3,492人、人件費は270億円※を削減。

※単年度決算ベース。旧府費負担教職員分を除く。

○ 依然、人件費は、令和元年度時点で他都市平均より171億円上回る。

令和元年度決算(1,635億円※)での他都市比較。

⇒ 令和2年度決算ではさらに3割程度乖離が縮小している見込み

※平成30一般会計給与費決算額(1,646億円)のうち、他都市比較のため主要な費目のみを合計した数値。

○ その要因は主に次の3点であり、特に職員数の適正化には、引き続き取り組む必要がある。

- ① 依然、職員数が他都市平均より多い。【令和元年度：+656人】 ⇒ **【令和2年度：+362人】**
- ② 職員の平均年齢が高く平均給与が高い。【令和元年度：+1.2歳】
- ③ 年齢層が高いため退職者数が他都市より多い。【平成30年度：+150人】 ⇒ **【令和元年度：+90人(見込)】**

3

【用語解説】 職員の主な任用区分（1）

○ 常勤職員（本資料では「正職員」と記載）

- ・ 係員級（1級）から局長級（8級）までの8段階の職位に任用
- ・ 一般事務職，一般技術職（土木，建築，電気，機械等），免許・資格職（保健師，保育士，薬剤師等），技能労務職（まち美化業務員，業務技師，電話交換手等）等の職種で任用
- ・ 平均人件費：800万円／年・人
- ・ 平均年齢：43.2歳（令和2年度，一般行政職）

○ 再任用職員（本資料では「再任用」と記載）

- ・ 定年退職した正職員を，61～65歳の間，引き続き本市で再任用するもの
- ・ 制度上は柔軟な勤務時間（週15.5時間以上）での任用が可能だが，本市では，正職員と同様の本格的な業務に従事するという再任用制度の趣旨を踏まえて，原則，フルタイム勤務の主任級（3級）で再任用。
- ・ 平均人件費：500万円／年・人

4

【用語解説】 職員の主な任用区分（2）

○ 会計年度任用職員（本資料では「非常勤職員」と記載）

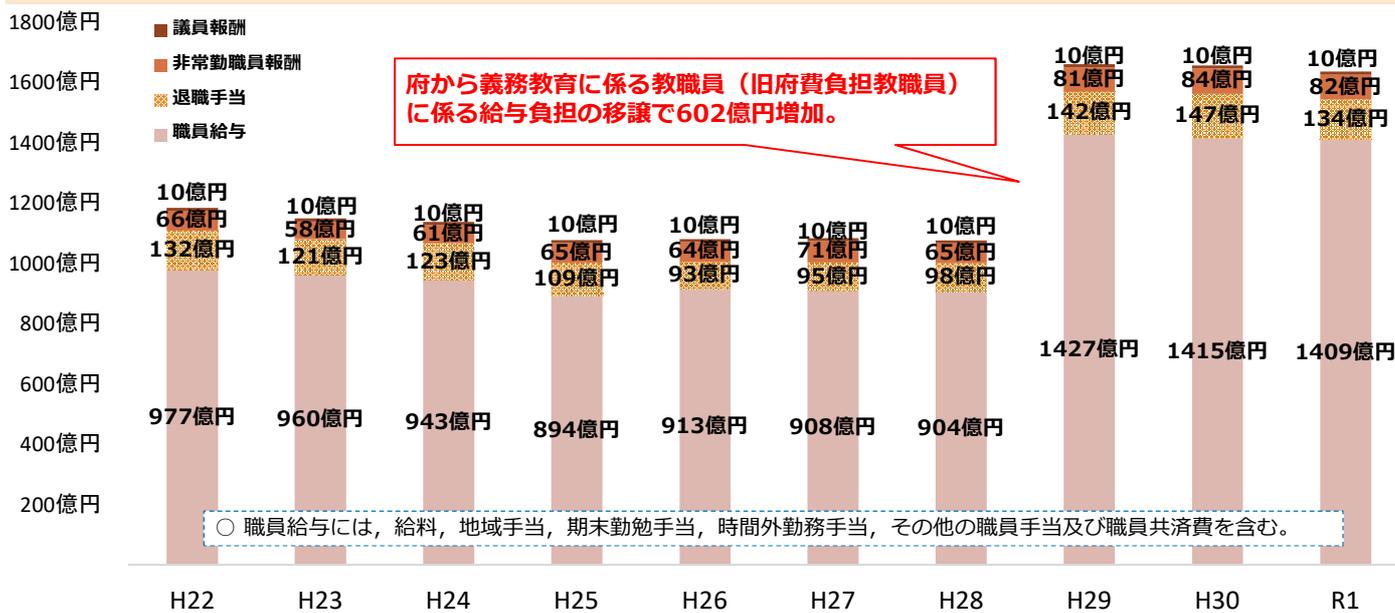
- ・ 1 会計年度以内の任期を定めて任用され、補助的・定型的・時限的な職務や、専門的な知識・経験が求められる職務に従事する非常勤の職員
- ・ 令和2年度の地方公務員法改正により新たに設けられた職員区分（令和元年度以前は「臨時的任用職員」又は「非常勤嘱託員」）
- ・ 定員管理計画による定員適正化の対象外
- ・ 従事する職務内容に応じて、柔軟に勤務時間・報酬を設定
- ・ 平均人件費：200～350万円／年・人

○ 臨時的任用職員

- ・ 退職・休職等、正職員又は再任用職員の欠員が生じた際に、その代替要員として任用する臨時的な職員
- ・ 定員管理計画による定員適正化の対象外
- ・ 平均人件費：250万円／年・人

1 人件費決算額関係

一般会計人件費決算額の推移（直近10年間）



※人件費は、一般会計給与費決算額のうち、他都市比較のため主要な費目のみを合計した数値。
 ※H22の非常勤職員報酬のみ、行政委員、附属機関、消防団、学校医等が含まれる。（決算資料上不可分）

【総務省地方財政状況調査】

7

【用語解説】 人件費の性質別の支出目的

正職員・再任用の給与に係る経費

- **給料**（基本給）
正規の勤務時間に対する報酬で、諸手当が含まれていないもの
- **地域手当**（本市は給料の10%を支給：国の規定に準拠）
各都市における物価等の地域差を調整するために支払われる手当
- **期末・勤勉手当**（令和元年度実績：4.5月分）
（期末手当）在職期間に応じて定率で支給する手当
（勤勉手当）勤務成績に対する査定評価に応じて支給する手当
- **時間外勤務手当**
正規の勤務時間を超えて勤務した時間に応じて支給する手当
- **その他職員手当**
扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当等
- **職員共済費**
社会保険料事業主負担分

正職員の退職に係る経費

- **退職手当**
正職員の退職時に支給する手当

正職員・再任用以外の経費

- **非常勤職員報酬**
非常勤職員に支給する報酬
（非常勤嘱託員、会計年度任用職員等）
- **議員報酬**
市会議員に支給する報酬

給料と手当をあわせて**給与**という。

8

一般会計人件費決算額の他都市平均との乖離

R 1	本市	他都市平均	乖離
給料	681億円	623億円	+58億円
地域手当	71億円	70億円	+1億円
期末勤勉手当	299億円	274億円	+25億円
時間外勤務手当	36億円	33億円	+3億円
その他の職員手当	72億円	59億円	+13億円
職員共済費	250億円	226億円	+24億円
退職手当	134億円	113億円	+21億円
非常勤職員報酬	82億円	57億円	+25億円
議員報酬	10億円	9億円	+1億円
合計	1,635億円	1,464億円	+171億円

乖離 + 124億円
 職員の「給与」に係る経費の乖離
 【主要因】 **職員数が他都市より多い**
平均年齢が他都市より高い

乖離 + 21億円
 職員の「退職」に係る経費の乖離
 【主要因】 **定年退職者が他都市より多い。**

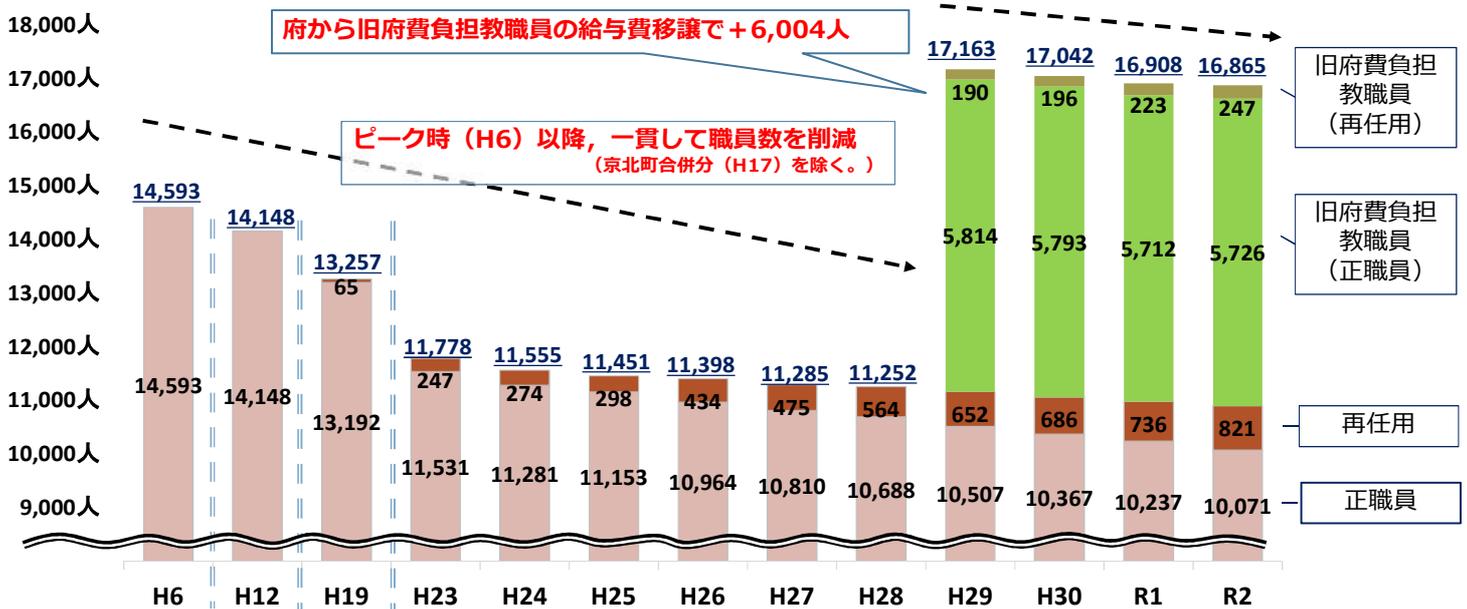
令和2年度現在では、職員数の乖離の大幅な縮小（R1: +656人⇒R2: +362人）に伴い、人件費の乖離が3割程度縮小している見込み。

※合計は、一般給与費決算額のうち、主要な費目のみを合計した数値。
 ※ 他都市平均は、本市以外の政令指定都市の人件費決算額の合計を人口の合計で除した人口1人当たりの人件費に本市人口を乗じて本市規模に換算したもの。
 （他都市平均の決算額は、R1決算が最新値。）

2 職員数（定員管理）関係

職員数の推移

※ 市長部局等，消防局，教育委員会の合計数（以下同じ。）



局区等別職員数（令和2年5月1日時点）

局区名	職員数
環境政策局	1,017
行財政局	911
総合企画局	232
文化市民局	391
産業観光局	302
保健福祉局	736
子ども若者はぐくみ局	802
都市計画局	567
建設局	677
会計室	28

局・室小計：5,663人

局区名	職員数
北区役所	150
上京区役所	119
左京区役所	195
中京区役所	141
東山区役所	100
山科区役所	188
下京区役所	124
南区役所	159
右京区役所	232
西京区役所	123

区役所・支所小計：2,079人

局区名	職員数
洛西支所	85
伏見区役所	233
深草支所	111
醍醐支所	119
市会事務局	37
選挙管理委員会事務局	11
監査事務局	26
人事委員会事務局	16

局区名	職員数
農業委員会	11
事務局	11
消防局	1,764
教育委員会	1,280
教育委員会（旧府費負担教職員）	5,973

各局区等の詳細な組織構成，担当事務は参考資料を参照

※ 令和2年4月17日付け一般職員定期異動を反映するため，5月1日時点の職員数を記載。
 ※ 4月1日～5月1日の間に退職等により5人減少しているため，上表の合計値は16,860人。
 ※ 消防局の職員数には，初任教育中の職員33人を含まない。

定員管理計画による職員数適正化

- 厳しい財政状況を踏まえた**人件費抑制**
- **多様化する行政ニーズ**への対応
- 行政組織の**効率化・適正化**
- メリハリを付けた**人員配置**

毎年度の職員数の適正化を計画的に進めるためには、**数年先の職員数削減の目標設定**が必要。

定員管理計画に基づく取組

平成7年度～平成23年度にかけて、計4,300人の削減目標を上回る、計5,000人以上の削減を達成

現行計画

計画	目標（公営企業会計除く。）	実績	備考
「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（前期部門別定員管理計画）	正職員 ▲600人程度	▲721人	平成24～27年度 ※9年で他都市平均並みを目指す▲1,400人の目標
「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画2ndステージ（後期部門別定員管理計画）	正職員 ▲800人程度	▲802人	平成28～令和2年度

- 平成24年度以降は、本市の都市特性やこれまでの取組の経緯等を考慮してメリハリをつけた人員配置を行う「**部門別定員管理計画**」に基き、さらなる**職員数の適正化を推進**。
 - 地域防災体制の強化、保健所の機能・体制強化、違法民泊対策等、**必要な部署には必要な人員を措置しつつ、目標値1,400人を上回る職員数1,523人（※）、人件費120億円（単年度当たり）を削減** ※ 大規模災害への対応等、想定外の一時的な増員が必要となった分（+63人）は除外。
 - 近年は職員削減から職員数維持・増員に方針転換した他都市があるものの、継続的に職員削減に取り組んでいる他都市（※）も残っており、**令和2年度現在も、他都市平均と比べて+362人の乖離があることを踏まえて、厳しい財政状況のもと、引き続き、次期定員管理計画を策定（令和3年度早期）し、目標を定めて定員の適正化に取り組んでいく必要がある。**
- ※ 定員管理計画として職員削減目標値を掲げている都市 …… 7都市（新潟、静岡、名古屋、大阪、神戸、北九州、熊本）

13

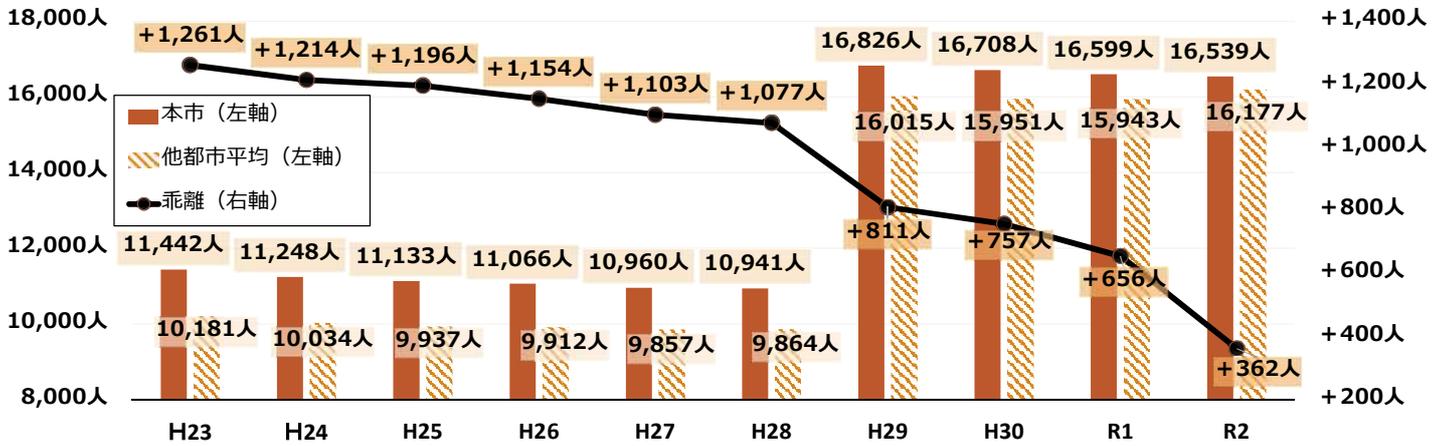
3 職員数（他都市平均との乖離）関係

ここまでのページの職員数と、これ以降のページの職員数は、他都市比較に必要な補正を行っているため、数値が一致しない。
比較方法の詳細な考え方については、末頁の「【参考】他都市比較に用いる職員数の考え方」を参照。

14

職員数の他都市平均との乖離の推移（直近10年間）

- 本市では、これまでから全国トップレベルの福祉，医療，子育て支援の充実，市民生活の安心安全，京都の強みを生かした都市の成長・都市格の向上につながる施策を着実に推進。
- 一方で，職員数の適正化を進め，他都市平均の職員数との乖離は，この10年間で大幅に縮小。
【H23：+1,261人 ⇒ R2：+362人】

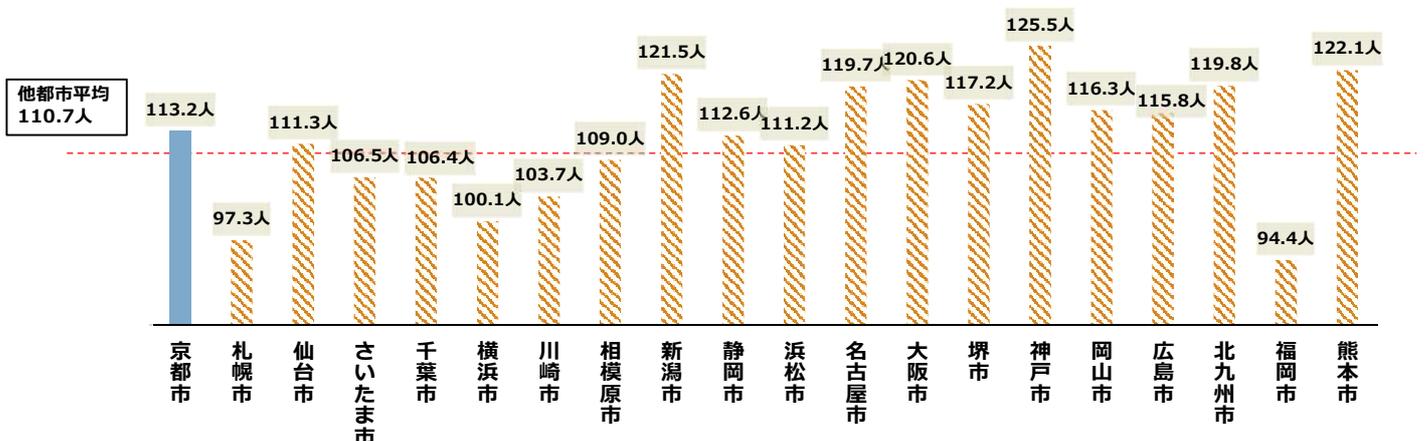


※ 都市により異なる再任用職員（短時間勤務）の考え方を合わせて補正を行っているため，これまで公表している職員数及び職員削減数とは数値が異なる。

【総務省地方公共団体定員管理調査（短時間再任用職員数を本市で補正），再任用実施状況調査，各都市推計人口】

市民1万人当たりの職員数の他都市との比較

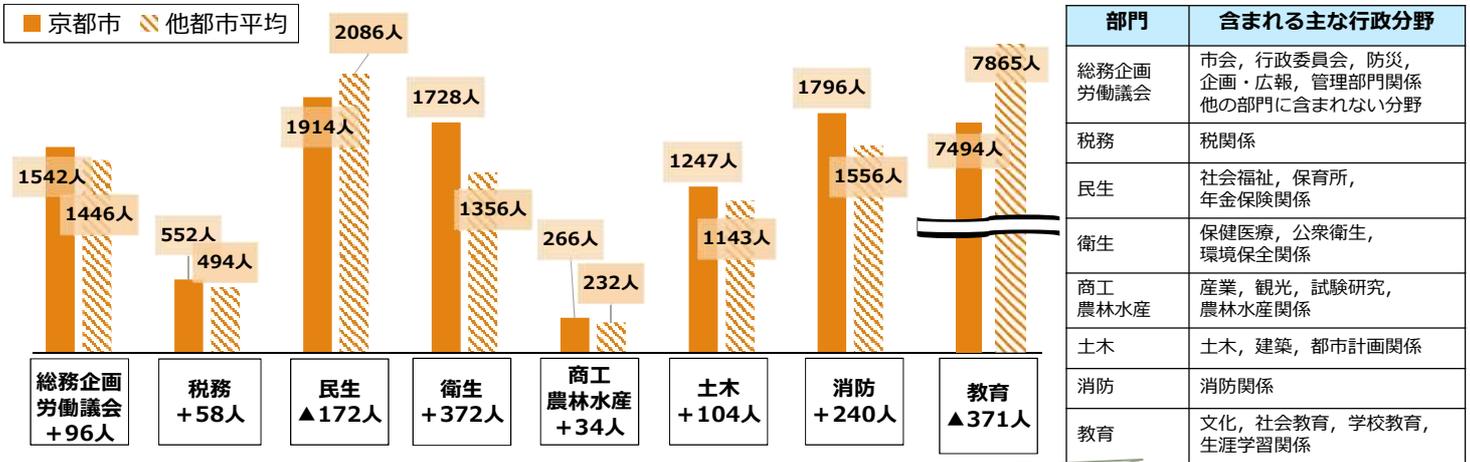
- 令和2年度現在の市民1万人当たりの職員数は，多い方から20政令市中10番目。
- 本市人口に換算すると，最も少ない福岡市より約2,750人多く，最も多い神戸市より約1,800人少ない。
（職員数が多い都市（例：名古屋市，神戸市）では委託料が少ない傾向にある。）



【総務省地方公共団体定員管理調査（R2：短時間再任用職員数を本市で補正），各都市推計人口】

行政部門別の職員数の比較（令和2年度）

- 令和2年度現在の職員数を行政部門ごとに職員数を他都市平均と比較すると、「衛生」、「消防」、「土木」、「総務・企画・労働・議会」、「税務」、「商工・農林水産」部門の順に本市が上回っている。
- 一方で、「民生」、「教育」部門については、本市の特性上、他都市平均より職員数が下回っている。



部門	含まれる主な行政分野
総務企画労働議会	市会、行政委員会、防災、企画・広報、管理部門関係 他の部門に含まれない分野
税務	税関係
民生	社会福祉、保育所、年金保険関係
衛生	保健医療、公衆衛生、環境保全関係
商工農林水産	産業、観光、試験研究、農林水産関係
土木	土木、建築、都市計画関係
消防	消防関係
教育	文化、社会教育、学校教育、生涯学習関係

※端数処理により、部門ごとの職員数の合計はp15の数値とは一致しない。

行政部門分類は、総務省が自治体の業務を類型したものに基づくため、本市の組織体系とは一致しない。

【総務省地方公共団体定員管理調査(R2:短時間再任用職員数を本市で補正)、各都市推計人口】

総務・企画・労働・議会部門

【含まれる主な行政分野】
市会、行政委員会、防災、企画・広報、管理部門関係、他の部門に含まれない分野

(1) 主な施策の推進状況

- 「京都市レジリエンス戦略」に基き、あらゆる危機にしなやかに対応しつつ新しい風を取り入れて更に発展する「**レジリエンス**」の視点に立ち、**防災・減災、地域コミュニティ活性化等のあらゆる政策を点検・強化**
- 世界に誇る「**大学のまち京都・学生のまち京都**」の推進【市内人口の1割に相当する約**15万人**が在学】
- 市民の異文化に対する理解やまちの活性化につながる**留学生誘致の推進**【留学生数5,065人（H21）⇒**10,696人**※（R1）】
※専修学校及び日本語学校を含めた留学生数は14,252人（R1）
- 市民はもとより、観光客にとっても**安心安全なまちの実現に向け、京都府警と緊密に連携**【刑法犯認知件数 21,326件(H25) ⇒**10,405件**(R1)】

(2) 近年の主な増減員

- 文化庁の京都移転等に伴う体制強化（地域文化創生本部への職員派遣を含む。） **+11人**【H27～】
- 地域防災機能、企画機能等の充実のための区役所・支所の体制整備 **+42人**【H24～】
- 輸送、運転業務の委託化等、技能労務職員の退職不補充 **▲31人**【H18～】
- 戸籍電算化に伴う戸籍等窓口業務の体制見直し、郵便請求事務集約化 **▲33人**【H26～R2】
- 出張所（嵯峨及び岩倉）の廃止 **▲16人**【H25～H26】

(3) 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
1,542人	1,446人	+96人

総務・企画・労働・議会部門

(4) 当該部門に含まれる主な所属

行財政局（税関係を除く。）、総合企画局、文化市民局（地域自治推進室（証明書発行コーナーを含む。）、くらし安全推進部、共生社会推進室）
区役所・支所（地域力推進室、市民窓口課、出張所）、会計室、市会・選挙管理委員会・監査委員・人事委員会の事務局

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

戸籍等窓口業務に他都市より多くの常勤職員（正職員、再任用）を配置

- 本市では、市内各地の証明書発行コーナーに再任用51人を配置し、その行政知識・経験を生かして、よりきめ細かに市民サービスを提供。
- 戸籍等窓口業務に係る職員数**352人**（正職員及び再任用）は、他都市平均**258人**より94人（うち再任用55人）多い。
- 職員数に含まれない会計年度任用職員等の非常勤職員を含めた総従事職員数**406人**は、他都市平均**414人**とほぼ同数。
（業務の大半を委託している都市を除き、直営中心で行っている都市の平均（437人）と比べると31人少ない。）

参考データ	区役所・支所・出張所				証明書発行コーナー				合計			
	正職員	再任用	非常勤職員	合計	正職員	再任用	非常勤職員	合計	正職員	再任用	非常勤職員	合計
A. 本市	270	31	54	355	0	51	0	51	270	82	54	406
B. 他都市平均	226	21	134	381	5	6	22	33	231	27	156	414
C. 他都市平均（直営中心）	229	22	158	409	5	6	17	28	234	28	175	437
A - B	44	10	△ 80	△ 26	△ 5	45	△ 22	18	39	55	△ 102	△ 8
A - C	41	9	△ 104	△ 54	△ 5	45	△ 17	23	36	54	△ 121	△ 31

19

税務部門

【含まれる主な行政分野】

税関係

(1) 主な施策の推進状況

- 職員一丸となった取組による**高い徴収率の維持**【91.9%(H6) ⇒ **98.9%(R1)** : 増収効果は単年度で約**216億円**】
- **宿泊税の導入**による自主財源の確保【**42億円** (R1)】
- 管理不全空き家への課税適正化, **税財源の在り方に関する検討を引き続き実施**
- 各区役所・支所の業務を市税事務所等に集約・再編し、職員の育成と専門性の維持・向上を図りつつ, **より効率的かつ効果的な執行体制を確立**
 - ・ 平成26～27年度 市民税課, 固定資産税課及び課税課を市税事務所を集約
 - ・ 令和元～2年度 税務センターを市税事務所等に集約・再編

(2) 近年の主な増減員

- 税務事務の集約化等による効率化に伴う体制見直し **▲122人**【H26～R2】
(総務省地方公共団体定員管理調査上の数値では▲61人)

(3) 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
552人	494人	+58人

(4) 当該部門に含まれる所属

行財政局（税務部及び市税事務所）

20

民生・衛生部門

【含まれる主な行政分野】
 (民生) 社会福祉, 保育所, 年金保険関係
 (衛生) 保健医療, 公衆衛生, 環境保全関係

(1) 主な施策の推進状況

- **生活保護受給者数・生活保護率7年連続減少**【47,558人・3.23% (H25) ⇒ **42,338人・2.89%** (R2)】
- 小学校入学前児童の保育所等利用率が百万人規模の都市で第1位 (51.5%, R2) となる中, **7年連続で保育所等待機児童ゼロを達成するなど, 質・量ともに全国トップクラスの保育環境を表現**
- 全市的な健康危機事案の発生時に, 正確な情報を全市一元的に集約し, 行政区を超えた感染事案や大規模な集団感染等に迅速・的確に, 全市統一した対応ができるよう**保健所の集約化等を行い, 機能・体制強化を実施**
 【15年間で**全市で保健師+80人 ⇒ 政令市トップの330人超を配置**】
 【京都市口腔保健推進実施計画 (歯ッピー・スマイル京都) に基づく取組等の推進のため, **正職員歯科衛生士10名を区役所等に配置**】
※府下では本市のほかにも舞鶴市が1名配置しているのみ
- 高齢者福祉施設の整備・支援を進め, **施設数は約10年で2倍に**【324施設 (H20) ⇒ **676施設** (R2)】
- 「しまつのこころ条例」の推進等により, **ごみ受入量をピーク時から半減**【82万トン (H12) ⇒ **41万トン** (R1)】

(2) 近年の主な増減員

□ 生活保護ケースワーカーの増減員	+72人【H21~H25】 ⇒ ▲26人【H26~】
■ ごみ収集・処理業務等の委託化等, 技能労務職員の退職不補充	約 ▲300人【H18~】
■ 公営保育所 (10箇所) の民間移管	約 ▲180人【H26~】
■ 東部クリーンセンターの休止	▲24人【H24】

21

民生・衛生部門

(3) 令和2年4月職員数

	本市	他都市平均	他都市平均との乖離
民生	1,914人	2,086人	▲172人
衛生	1,728人	1,356人	+372人

※ 本部門に属する主たる所属である区役所・支所保健福祉センターが両部門に跨ることから, 2部門あわせて分析。

(4) 当該部門に含まれる主な所属

環境政策局, 保健福祉局, 子ども若者はぐくみ局 (教育部門に含まれるものを除く。), 区役所・支所 (保健福祉センター)

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

ア 生活保護関係【民生部門】

保護率が高く, 生活保護ケースワーカー及び係長 (査察指導員) が多い

- ・ 令和2年度現在, 生活保護制度に係る保護率は, 他都市平均に比べて0.42%高い (政令市で5番目)。
- ・ 社会福祉法により, 生活保護ケースワーカーは, 保護世帯80世帯に対し1人の配置が標準数として規定
 ⇒ **本市の生活保護ケースワーカーの数は, 他都市平均に比べて, 少なくとも60~70人程度多くなる。**
- ・ 直近の増減として, リーマンショック等の影響により, 平成21年度から平成25年度にかけて生活保護ケースワーカー等の数が増加したが, 平成26年度以降は減少に転じている。

22

前頁アの参考データ	本市	他都市平均	差	備考
保護率（令和2年4月）	2.89%	2.47%	+0.42%	
本市人口×保護率（被保護者数）	42,338人	36,092人	+6,246人	他都市平均は、本市の保護率が政令市平均であった場合の仮定の数
被保護世帯数	32,197世帯	27,763世帯	+4,434世帯	同上
生活保護ケースワーカー標準数	402人	347人	+55人	被保護世帯80世帯につき1人の配置
係長（査察指導員）標準数	57人	49人	+8人	生活保護ケースワーカー7人につき1人の配置

イ 保育所関係【民生部門】

公・民の役割分担を生かした公営保育所の民間移管

- 本市では、早期から民間保育園の設立が進められ、乳幼児保育をはじめとした全国に先駆けた取組を積極的に実施してきたことから、従来から民間保育園の比率が高く（平成19年：本市87.5%、他都市平均62.7%）、市民1万人当たりの公営保育所職員数が少ない傾向。
- 京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会からの意見を踏まえて策定した「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（現在は「京都市はぐくみプラン」に記載）に基づき、公・民の役割分担等の観点から民間移管を進めてきた。
（令和2年：本市95.1%、他都市平均83.5%）

【民間移管済公営保育所】室町乳児、朱雀乳児、九条、吉祥院、錦林、砂川、山ノ本、修学院、淀、崇仁

参考データ	本市	他都市平均	乖離
保育所職員数	約400人	約750人	▲350人

23

ウ 保健福祉センター関係【民生・衛生両部門】

拠点数が他都市より多いため、管理部門や管理監督に係る職員数が多く必要

- 保健福祉センターを各区役所・支所に設置してきめ細かな市民サービスを提供しており、拠点数が他都市平均より多くなっているため、管理部門や管理監督に係る職員が多く必要。（区役所等数 本市：14箇所、他都市平均：9箇所）

※ 全区役所・支所において、総合的かつ専門的な窓口の設置のため、従来の「福祉事務所」と「保健センター」を「保健福祉センター」に再編（H29）。

エ ごみ収集及び処理関係【衛生部門】

ごみ収集・ごみ処理業務の委託化の過渡期

- 平成26年度に「ごみ収集処理業務の更なる改革策」を策定し、ごみ収集業務については令和6年度までに7割委託化を目指して取り組んでおり、職員数は着実に減少（680人（H23）⇒540人（R2））。
- ※ 同様に委託化等を進めている都市もあることから、この10年では、他都市平均との乖離の縮小は限定的（約20人）。
- ごみ処理業務については、クリーンセンターの休止、構内関連施設の維持管理体制の見直しや焼却プラントの運転監視業務の委託化等により職員数が減少しており（350人（H23）⇒250人（R2））、他都市平均との乖離が縮小（約60人）。

参考データ	ごみ収集			ごみ処理		
	本市	他都市平均	乖離	本市	他都市	乖離
平成23年度	約680人	約500人	+約180人	約350人	約170人	+約180人
令和2年度	約540人	約380人	+約160人	約250人	約130人	+約120人

24

商工・農林水産部門

【含まれる主な行政分野】
産業，観光，試験研究，農林水産関係

(1) 主な施策の推進状況

- 観光客受入環境整備，京都情報の発信，観光客誘致対策，MICE誘致対策など，**幅広い観光施策を実施**
【観光消費額 1兆2,367億円 (R1)，経済波及効果1兆3,569億円(R1)，雇用誘発効果15万3千人(R1)】
【延べ宿泊客数2,125万人(宿泊税42億円) (R1)，観光客数5,352万人(R1)】
- 「人と自然が共生する豊かな京の暮らし」の実現に向け，**都市農村交流や農林業の担い手の育成・確保等を推進**

(2) 近年の主な増減員

- 産業技術研究所の独立行政法人化 ▲58人【H26】

(3) 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
266人	232人	+34人

(4) 当該部門に含まれる主な所属

産業観光局，農業委員会事務局

商工・農林水産部門

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

私有林人工林面積，林業経営体数が多いため，関係業務に従事する職員が必要

私有林人工林面積が政令市で3番目に広く，林業経営体は2番目に多い。

参考データ	札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松
私有林人工林面積(ha)	2,652.64	5,392.02	13.31	1,866.29	517.19	15.07	3,774.49	2,353.28	40,823.32	56,361.17
林業経営体(件)	47	76	3	47	42	10	50	15	380	518

参考データ	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
私有林人工林面積(ha)	156.08	22,851.93	-	76.22	1,118.38	3,273.76	17,017.02	3,503.13	3,470.92	1,040.64
林業経営体(件)	29	397	21	10	48	68	205	68	82	42

土木部門 (景観政策, 交通政策等を含む。)

【含まれる主な行政分野】
土木, 建築, 都市計画関係
(景観政策, 交通政策等を含む。)

(1) 主な施策の推進状況

- 国家財産としての京都の創生を目指す「**新景観政策**」を推進
【全国初となる京都市眺望景観創生条例の制定, 地域の特性に合わせたきめ細やかな高さ規定やデザイン基準の策定】
【地域特性に合わせた屋外広告物の基準の見直し等 : **屋外広告物適正表示率30% (H24) ⇒ 98.0% (R1末)**】
- ひとと公共交通優先の「**歩くまち・京都**」の実現に向けた取組の推進
【**自動車利用率約2割減 (H12~R1)**, **鉄道・バス利用率約3割増 (H12~R1)**, **四条通歩道拡幅事業 (H27)**, **京都駅八条口駅前広場整備事業 (H28)**】
- 歴史都市・京都の歴史, 文化及び町並みの象徴である**京町家の保全及び継承**を, 多様な主体との協働の下に推進
【条例に基づく指定京町家の改修等に対する補助制度の創設 (H30) : **京町家の指定 (R2)** **地区指定12地区**, **個別指定850件**】
- 「京都・新自転車計画」等に基づき, **放置自転車の撤去の強化をはじめ, 総合的な自転車政策を推進**
【**放置自転車台数: ピーク時の100分の1以下 (24,600台(S60) ⇒ 237台(R1))**, **自転車事故: ピーク時から72%減少 (2,815(H16) ⇒ 781(R1))**】
【**駐輪場箇所数: 10年で倍増 (251箇所(R1))**, **保険加入率: 35.7% (H28) ⇒ 83.4%(R1)**】
- 市民の安心・安全の確保, 防災・減災対策の充実・強化を図るため, **橋りょうの耐震補強・老朽化修繕を推進**
【R3末までに対策が必要な**88橋 (全橋着手済) 中63橋完了**】

(2) 近年の主な増減員

- 屋外広告物適正化業務 **+ 13人**【H23~H26】
- 道路補修業務に係る業務執行体制の効率化等, 技能労務職員の退職不補充 **▲ 51人**【H18~】

(3) 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
1,247人	1,143人	+104人

27

土木部門

(4) 当該部門に含まれる主な所属

都市計画局, 建設局

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

ア 建築関係

歴史都市としての特性により, 主に次に掲げる業務への対応に職員を多く配置。

歴史的建築物の保存活用

歴史的建築物の保存・活用のため, 京町家をはじめとする歴史的建築物を対象に建築基準法を適用除外したうえで, 個々の建築物の特性に応じて安全を確保しながら柔軟に保存・活用。(適用除外17件。同種の条例は神戸市2件, 横浜市2件のみ)
京町家約40,000軒(平成28年度「京町家まちづくり調査」)
景観重要建造物(令和元年度時点)114件(他都市0~8件), 国登録有形文化財約400件(他都市数十~100件程度)

建築基準法の道路(細街路)に関する業務

市内の細街路約12,960本, 総延長約941km(平成24年7月「京都市細街路対策指針」)
全住宅のうち細街路に面している住宅戸数割合35.8%(他都市平均28.0%「平成30年住宅土地統計調査」)

固有の地域特性や住民主体のまちづくりへの対応

特別用途地区(令和2年10月時点)11地区(他都市平均3.5地区), 建築協定地区(令和2年10月時点)75地区(他都市平均39地区)

既存建築物の耐震化対策

旧耐震基準(昭和55年)以前に建てられた住戸率27.2%(他都市平均20.8%「平成30年住宅土地統計調査」)
昭和25年以前に建てられた京町家等の木造住宅の割合9.3%(他都市平均3.4%「平成30年住宅土地統計調査」)

建築物のバリアフリーの促進

独自条例を定め, これに基づき年間約800件の協議実施(同種の条例は横浜市と川崎市のみ)

28

イ 都市計画関係

優れた都市景観の保全・形成や良好な市街地の形成のための施策等に職員を多く配置

京町家の保全・継承

京町家の指定（令和2年10月末時点） 地区指定12地区、個別指定850件

景観政策

景観地区の認定制度を活用している都市は本市、仙台市、堺市のみ
景観地区の面積（令和元年度時点）3,431ha（仙台市75ha、堺市562ha）、
認定件数（令和元年度時点）2,274件（仙台市6件、堺市1件）
風致地区（令和元年度時点）約17,943ha（他都市平均約2,120ha）

広告景観関係

許可を要する屋外広告物の面積を2㎡超としており、他都市（5～10㎡超を対象）より許可申請件数が突出して多い。
許可件数（平成28年度～平成30年度合計）14,022件（大阪市9,437件、神戸市4,456件、札幌市8,320件、横浜市7,620件）

土地区画整理関係

公共団体による施行中の事業：地区数6件、事業面積450.6ha
※ 政令市平均：地区数1.9件、事業面積63.6ha

ウ 港湾・海岸関係

港湾・海岸がないため人員を配置していない。

他都市（半数程度）では職員を配置しており、60～70人程度、他都市平均との乖離を縮める要因となっている。

29

消防部門

【含まれる主な行政分野】
消防関係

（1） 主な施策の推進状況

- 人員配置の効率化・適正化を進めながら、**必要な行政サービスを維持**
【救急隊の現場到着時間 6分46秒（政令都市最短(R1))、人口1万人あたりの火災件数 1.5件（政令都市最少(R1))】
- 消防団や自主防災組織とともに防火・防災に取り組む「**地域密着型の消防**」を着実に推進
【消防団員数4,503人（人口100万人以上の政令市で人口1万人当たり最多）】

（2） 近年の主な増減員

- 救急隊の増隊 +9人【H26】
- 京都府からの火薬類及び高圧ガス関係業務の権限移譲 +5人【H29～H30】
- 民泊等への対応のための増員 +10人【H30】
- 消防戦術の見直しによる乗組員等の効率化 ▲33人【H23～H27】
- 部隊配置の適正化による体制見直し ▲21人【H29～H30】
- 消防隊から救急隊への転換等 ▲18人【H24～H28】

（3） 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
1,796人	1,556人	+240人

（4） 当該部門に含まれる主な所属

消防局

30

消防部門

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

ア 消防署所数

火災危険度、行政区数の多さ、居住地域の点在等を踏まえて、消防署所を設置

(本市：44署所，他都市平均：36署所)

火災危険度を踏まえた消防署所の設置

木造住宅の割合が高いことや密集市街地及び重要文化財等が多く存在。

- ⇒ 消防隊等を配置する消防署所について、国の指針（消防力の整備指針）に基づく数を設置。
- ⇒ 人口規模が同程度の他都市では、本市より木造住宅が少ないことなどから、より少ない署所数で対応。

行政区数が多く市域面積が広いことを踏まえた消防署所の設置

他都市平均に比べて行政区数が多い。 ⇒ 行政区ごとに消防署(本署)を設置。

市域面積が広く、山間部等に居住地域が点在。 ⇒ 市街化区域以外にも広く必要な消防署所を設置。

参考データ 市街化区域	面積(km ²)		署所数		行政区数	
	市街化区域	市街化区域以外	市街化区域	市街化区域以外		
本市	828	150	678	39*	5	11
他都市平均	614	165	449	34.1	1.9	8.6
乖離	—	—	—	+4.9	+3.1	+2.4

※ 国の指針に基づく算定（人口密度を基準とした面積割）上、市街化区域の署所数は39となり、本市は必要数を設置している。

イ 市民の防火意識向上及び予防関係

市民の防火意識向上、文化財防火、宿泊施設対応等、火災予防に関して手厚い人員配置

市民の防火意識向上

火災の危険性が他都市より高いことから、防火意識の向上を図ることで、市民による出火防止の取組を推進。

⇒ 早期の通報や消防隊到着前の初期消火・応急手当の実施など、市民とともに火災による被害を軽減。

- ・ 一般家庭への戸別訪問による防火指導
- ・ 自主防災組織（学区単位の自主防災会及び町内単位の自主防災部）への担当職員制の導入
- ・ 地域を単位とした市民指導（防火座談会，消火実験会，町有消火器の設置等）

⇒ これらを統括する部門を消防署及び局本部に設置するなど，他都市より手厚い人員を配置。

文化財防火担当職員の配置

国宝・重要文化財等の文化財建造物が多く存在することから，文化財特有の火災予防の取組を推進するため，専門の職員を配置。

宿泊施設（民泊）対応要員等の配置

市内に多く存在する宿泊施設，特に近年急増する民泊について，専任の職員を増員して配置。

一般家庭への戸別訪問実施状況	政令市	備考
全世帯に実施	3都市	京都市，大阪市，名古屋市
一部世帯に実施	10都市	高齢者宅のみ実施，防火運動期間のみ実施等
未実施	7都市	

- 本市は、木造住宅の棟数や床面積、密集市街地の面積など、いずれも高値であり、**火災危険の高い都市**である。
- 人口当たりの**火災件数は低値**に抑えられているが、木造住宅火災1件当たりの**焼損面積や延焼割合は高値**である。
- 火災危険が高い**という本市の**都市特性**を踏まえ、**市民の防火意識向上及び予防に関して手厚い人員配置**を行ってきたことにより、人口1万人当たりの**火災件数は低値を維持**。しかしながら、一度、火災が発生すると**延焼可能性が高い**ことから、**国の指針に基づく署所数を市域一円に設置する必要**がある。

参考データ	密集市街地※1	文化財建造物※2	宿泊施設※2	木造住宅※3 (全住宅に占める割合)		住宅の区分※3 (全住宅に占める割合)	
				棟数	床面積	一戸建	共同住宅
本市	3.57km ²	736件	3,147件	91.4%	56.2%	45.2%	52.3%
他都市平均	1.26km ²	34件	237件	79.4%	49.3%	36.6%	61.3%

参考データ (R1)	火災件数 (人口1万人当たり)	木造住宅 出火件数 (人口1万人当たり)	木造住宅 焼損床面積 (火災1件当たり)	木造住宅 延焼割合※4 (火災1件当たり)
本市	1.5件	0.43件	40.9m ²	29.0%
他都市	2.3件	0.44件	29.4m ²	21.6%

- ※1 国土交通省 地震時等に著しく危険な密集市街地 (H24.3時点)
- ※2 消防庁 防火対象物実態等調査 (H31.3)
- ※3 大都市比較統計年表(H31.1)
- ※4 出火建物の隣接建物等へ延焼拡大した件数の割合

※一般的に木造住宅の方が隣家へ延焼する可能性が高く、焼損面積も大きいため、火災による被害が大きくなる。

教育部門

【含まれる主な行政分野】

文化、社会教育、学校教育、生涯学習関係

(1) 主な施策の推進状況

- 小・中学校で**国が定める基準人数より少ない少人数学級を実現**【小2：35人学級（国基準は40人）、中3：30人学級（国基準は40人）】
- 全国学力・学習状況調査（R1）で小・中学校とも平均正答率が全国平均を上回り、政令市トップ水準を達成**
- LD(学習障害)等通級指導教室を102校(R2)に設置し、設置率が政令市平均の3倍となるなど、**障害のある子どもへのきめ細かな指導体制を充実**
- 「成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち」を基本方針に、**あらゆる政策文化との融合による新たな価値の創造を推進**

(2) 近年の主な増減員

□ 府費負担教職員の給与費移譲	+5,947人【H29】
□ 学校新設による増	+16人【H30】
■ 芸術大学の独立行政法人化	▲98人【H24】
■ 技能労務職員（管理用務員・給食調理員）の退職不補充及び事務局職員の定員削減等	▲220人【H24～R2】
■ 学校統合（14校→5校）による減	▲72人【H29～R2】

(3) 令和2年4月職員数

本市	他都市平均	他都市平均との乖離
7,494人	7,865人	▲371人

教育部門

(4) 当該部門に含まれる本市の主な所属

教育委員会（事務局，学校），文化市民局（文化芸術都市推進室，市民スポーツ振興室，美術館等の施設）
子ども若者はぐくみ局（こどもみらい館，私立幼稚園関係等）

(5) 他都市平均との乖離に影響している主な要因

公立学校の在園者・児童・生徒数が他都市平均に比べて少ない。

- ・平成31年4月1日現在，本市の公立学校の在園者・児童・生徒数（108,758人）は他都市平均（119,735人）に比べて10,977人少ない。
※ 上記「公立学校」とは，公立の，幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校を指す。
※ 児童数等のうち私立学校在籍者の占める割合については，本市が政令市で最も高い。（令和元年度：本市32.01%，政令市平均24.58%）
- ・公立学校の大部分を占める小学校及び中学校では，教職員の定数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって児童・生徒数に応じて措置されるため，本市の小学校児童数及び中学校生徒数が他都市と比べて少ないことは，本市の教職員数が少ない要因になっている。

参考データ	本市	他都市平均 (本市人口換算)	乖離
公立学校在園者・児童・生徒数	108,758人	119,735人	▲10,977人
うち小学校児童及び中学校生徒数	85,767人	97,589人	▲11,822人

4 給与関係

地方公務員の給与決定の原則

- 地方公務員の給与については、地方公務員法において、次のとおりとされている。

職務給の原則

その職務と責任に応じたものでなければならない

均衡の原則

生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、市内民間事業所の従事者の給与等を考慮して定められなければならない。

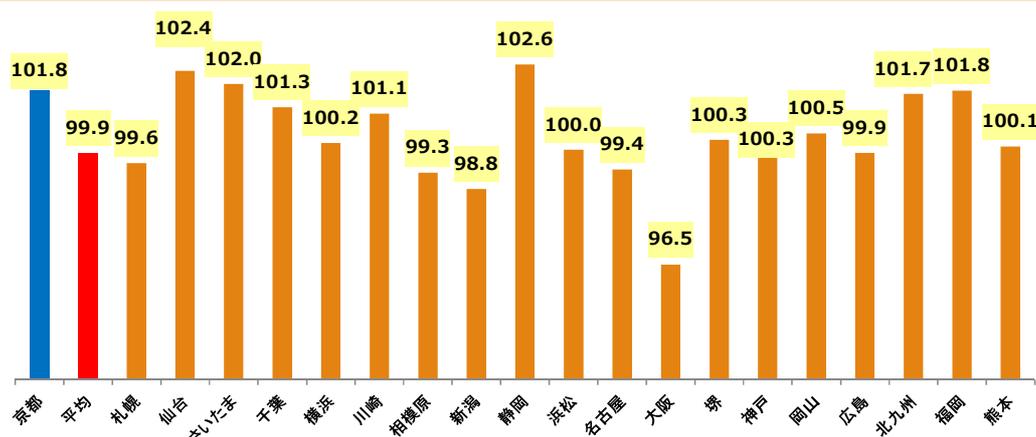
- 人事委員会勧告

公務員は自らの給与・勤務条件を労使交渉によって決定できない代わりに、第三者機関である人事委員会が、職員の給与その他の勤務条件について講ずべき措置について勧告を行うこととされている。

- 本市職員の給与水準

人事委員会の勧告は、法に定める給与決定の原則を踏まえたものであり、本市職員の給与水準については、これまでから、本市人事委員会からの勧告及び報告に基づき、市内民間事業所と均衡させてきている。

ラスパイレス指数



本市のラスパイレス指数の推移

年度	ラス指数
H 2 7	102.5
H 2 8	103.3
H 2 9	102.6
H 3 0	102.5
R 1	101.8

- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。

事務次官や本府省の局長・部長など給与水準の高い「指定職（月額70.6万円～117.5万円）」は除かれている。

- ラスパイレス指数は「給料」のみの比較であり、給料以外の諸手当も含む本市職員の給与水準は国家公務員より低い状況。

【用語解説】 「給料」と「給与」

給料

正規の勤務時間に対する報酬で、諸手当が含まれていないもの（基本給）

給与

給料+諸手当（地域手当，扶養手当等）の合計額

【参考：地域手当】

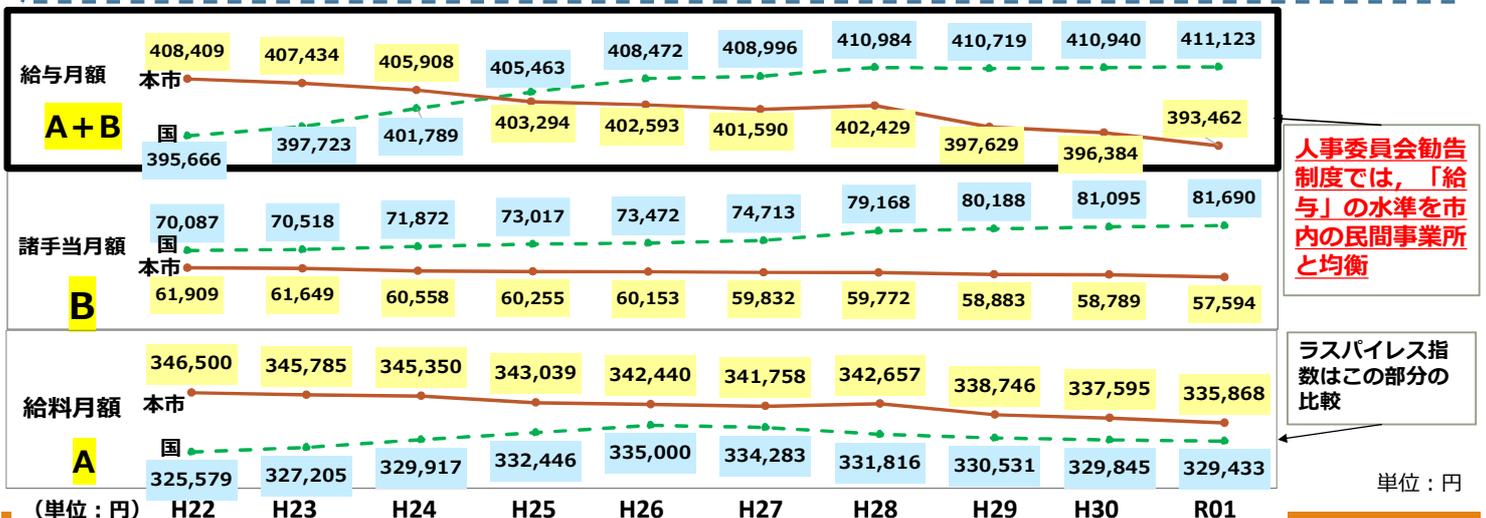
各都市における物価等の地域差を調整するために支払われる手当（京都市：10%）

【地域手当支給率】

支給率	都市名	支給率	都市名
20%	東京都特別区	10%	京都，堺，広島，福岡
16%	川崎，横浜，大阪	6%	仙台，静岡
15%	さいたま，千葉，名古屋	3%	札幌，新潟，浜松，岡山，北九州
12%	相模原，神戸	不支給	熊本

本市職員と国家公務員の平均給与月額推移比較

- 国に準じた給与制度の見直し等（※）により，本市職員の平均給与月額は減少傾向。
 - 国家公務員においてはこの間，地域手当支給率の引上げ（12%→20%）等により平均給与月額は増加。
- ※ 給与構造改革（平成19年4月実施，28年度末で経過措置終了）給料表水準を平均4.8%，中高年齢職員について最大7%引下げ
 ※ 給与制度の総合的見直し（平成28年4月実施，30年度末で経過措置終了）給料表水準を平均2%，高齢年齢職員について最大4%引下げ



【令和元年度京都市人事委員会報告・勧告資料】

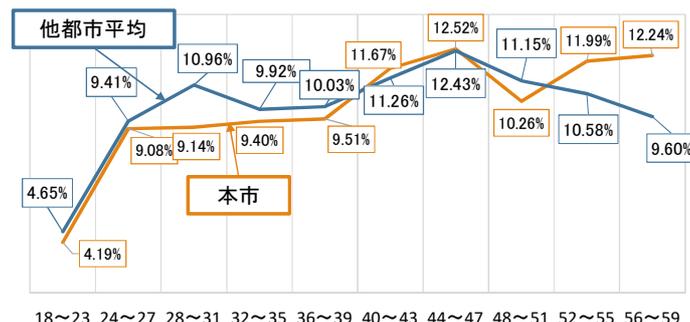
※上記の数値は、勧告制度における公民比較の対象職種である一般行政職員（当該年度の新規採用職員を除く。）に係る数値

一般行政職員の平均給与月額の他都市平均との比較

- 本市の給与月額の水準は、人事委員会勧告に基づき、市内民間事業所の従事者の水準と均衡させているものであるが、令和元年度現在、**他都市平均に比べて職員の平均年齢が1.2歳程度（一般行政職）高いことから、平均給与月額も約7,000円高い。**（本市：38.6万円，他都市：37.9万円）
- 今後、10年程度で、最も多くの割合を占める56歳以上の世代が退職を迎え、本市職員の平均年齢は引き下がる見込みである。他都市平均の動向によるものの、これに伴い、平均給与月額の差も縮小する見込み。

一般行政職	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
本市 (令和2年度)	43.2	330,126	386,859
本市 (令和元年度)	43.0	330,200	386,540
他都市平均 (令和元年度)	41.8	319,895	379,775

【一般行政職員の年齢構成】



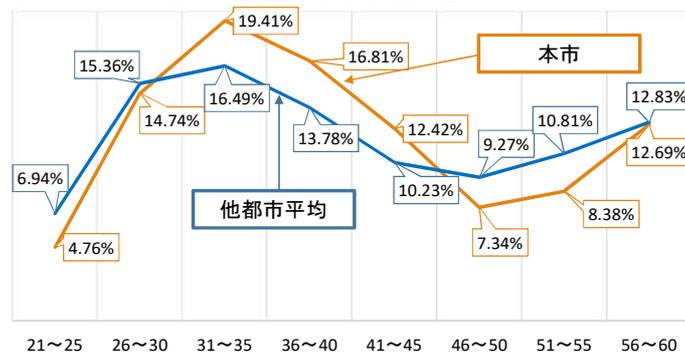
※ 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の額の合計（一般行政職全職員の平均）

教職員の平均給与月額の他都市平均との比較

- 政令市の小・中・義務教育学校の教職員については、平成28年度まで道府県が給与費を負担していたことから、道府県の給与制度により給与を支給。
- 令和元年度現在、他都市平均に比べて職員の平均年齢が0.8歳程度低い一方で、平均給与月額はほぼ同額。
- 教職員の人材確保の観点からも近畿圏内での政令市における教育職員の給与水準を考慮する必要がある。

幼・小・中・義務教育職員	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
本市 (令和2年度)	39.9	349,099	417,058
本市 (令和元年度)	40.5	349,538	419,530
他都市平均 (令和元年度)	41.3	347,616	417,661
大阪市 (令和元年度)	39.5	335,089	410,418
神戸市 (令和元年度)	40.4	354,843	418,498

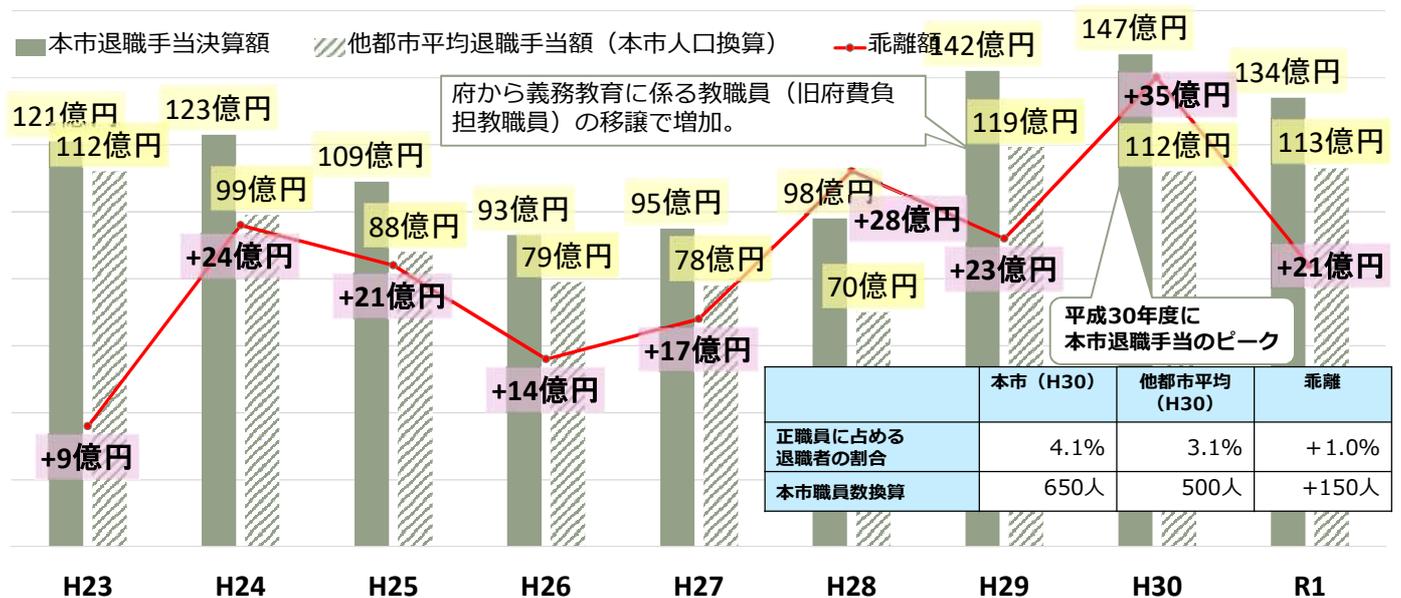
【幼・小・中・義務教育職員の年齢構成】



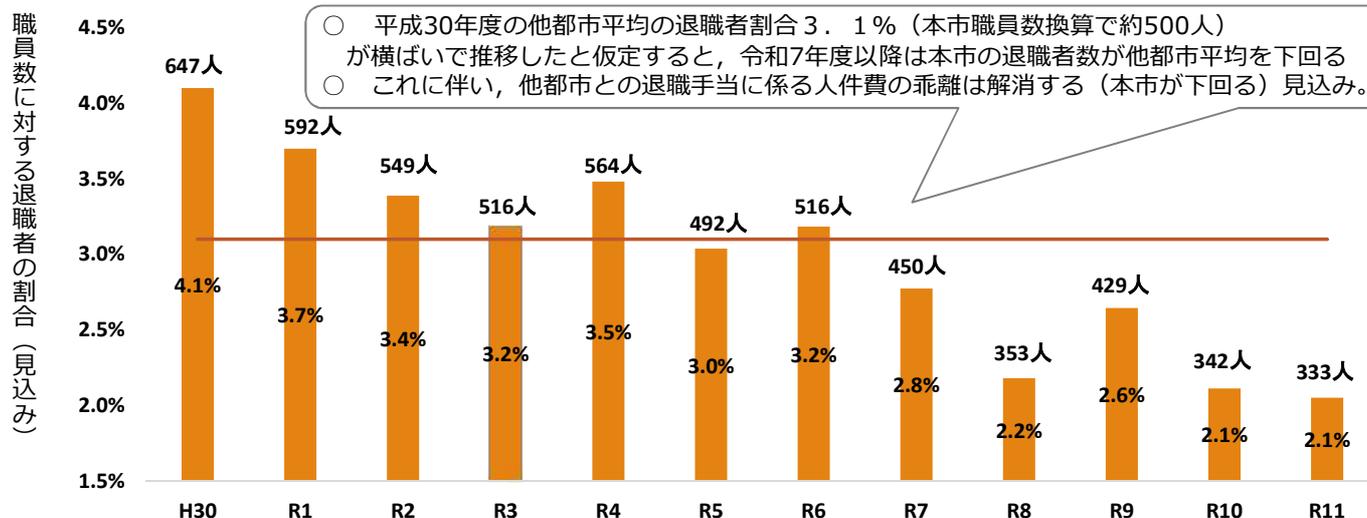
※ 平均給与月額は、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を除いた全ての手当の合計（幼・小・中・義務教育学校の教職員全員の平均）

5 退職手当関係

退職手当額の推移



今後10年間の本市退職者数の見込み



※ 本グラフは、定年退職者数の見込みに、定年以外の退職者のこれまでの発生率に基づいて機械的な予測を加えた試算値。
 ※ 地方公務員の定年引き上げは考慮していない。（「7 地方公務員の定年引き上げに関する考え方」参照）

6 非常勤職員関係

非常勤職員の概況

○ 自治体では、**市政の重要な担い手として非常勤職員（会計年度任用職員等）が様々な業務に従事。**

本市の非常勤職員（会計年度任用職員）

勤務時間はフルタイム勤務から必要に応じて特定日のみの勤務まで、従事する内容は定型的な業務から特殊性・専門性のあるものまで多種多様

	市長部局	教育委員会	消防局	計
合計（令和2年4月1日現在）	1,194人	2,169人	77人	3,440人
うちフルタイム勤務	207人	475人	0人	682人
うちパートタイム勤務	987人	1,694人	77人	2,758人
（うち勤務時間週19時間以下）	(327人)	(914人)	(0人)	(1,241人)

【市長部局の代表的な会計年度任用職員】

※ 以降に記載する人数は最新値

- 事務補助 <約450人>
- 区役所・支所宿日直 <116人>
- 子育て支援（はぐくみ推進員） <32人>
- 介護保険認定給付相談員 <29人>
- 国保滞納整理業務 <64人>
- 年金相談業務 <28人>
- 個人番号カード関係業務 <69人>
- まちづくりアドバイザー <15人>
- 屋外広告物関係業務 <20人>

【教育委員会の代表的な会計年度任用職員】

- 非常勤講師 <422人>
- 給食調理員 <238人>
- 管理用務員 <161人>
- 事務補助 <158人>
- 校務支援員 <148人>
- 外国語指導助手 <69人>
- 専門主事（教育行政や学校教育の特定分野に専門性を有し、当該分野に関する事務執行や職員に対する助言を実施） <363人>
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー <172人>
- 総合育成支援員（普通学級に在籍する支援の必要な子どもに対する学習活動や学校生活支援を実施） <325人>

47

非常勤職員報酬の見込み

○ 非常勤職員の処遇上の課題の改善等を含む**令和2年4月の地方公務員法の改正（※）により、多くの他都市において、報酬水準等を引き上げる、期末手当等の諸手当の支給を開始するなど、人件費に追加経費を伴う措置を実施。**

○ 一方で本市では以前から適切に報酬水準を設定し、**期末手当に相当する臨時報酬を支給してきたことなどから、法改正による人件費への影響は比較的限定的。**

○ このため、令和元年度決算における非常勤報酬の他都市平均との乖離は25億円（本市82億円、他都市平均57億円）だったものの、**令和2年度決算では、他都市平均との乖離は縮小している見込み。**

※ 前頁のとおり非常勤職員は職務内容、勤務形態が多種多様であり、他都市との比較による乖離要因の分析は困難。

○ 引き続き、令和2年度以降の決算額等を踏まえて他都市平均との乖離状況等を見極めつつ、非常勤職員の従事する職務内容及び勤務時間に応じた適切な報酬水準を維持していく。

※令和2年4月地方公務員改正の概要

- ① 従前の臨時的任用職員、非常勤嘱託員の要件を厳格化（任用可能な職務等の範囲を限定）
- ② 上記①で対象範囲外となった者を任用する仕組みとして、新たに、会計年度任用職員制度を創設
- ③ 会計年度任用職員には正職員と同水準の給料表を適用し、期末手当等の支給を規定

48

7 地方公務員の定年引き上げに関する考え方

49

地方公務員の定年引き上げに関する考え方

本資料では、次の理由から、地方公務員の定年引き上げの影響は分析の対象外としている。

- 地方公務員の定年の引き上げについては、現在、国会において地方公務員法改正法案の審議中である。

【法案に示されている主な内容】

- (1) 地方公務員の定年を段階的に引き上げ（2年につき1歳引き上げ）
- (2) 原則、60歳に達した管理職員を非管理職員とする「役職定年制」の導入
- (3) 60歳以降定年までの間に退職した職員について、「定年前再任用短時間勤務職員」として任用
- (4) 60歳に達した職員の給与月額について、60歳到達時の給与月額の7割とする。

- 加えて、令和2年臨時国会での国家公務員法改正法案の提出が見送られたことから、地公法についても付随して施行日、引上げのスケジュール、内容等が未確定となっており、見通しを立てることができない。
- 人事管理・人件費予算への影響が多大であることから、引き続き、法案審議の状況や、国からの通知等の内容を見極めつつ、制度運用の検討を進める必要があり、現時点で精緻な見通しを立てることは困難。
- 現在判明している範囲で、次の要素が人件費に影響する見込みであり、給与制度等の検討が必要。
 - ・ 法施行年度から10年間、1年おきに定年退職者が生じなくなるため、**退職手当に係る経費が大幅に変動**
 - ・ 従来の再任用職員制度に比べて、60歳以上の職員の**給与水準が5%~10%程度増加**
 - ・ 60歳以上の職員の離職率が低下することで、新規採用職員の数が減少し、**組織の新陳代謝が低下**

50

【参考】他都市比較に用いる職員数の考え方

- 総務省地方公共団体定員管理調査の数値を使用。
 - 当該調査では、定められた固有の方法で職員数を計上するため、当該調査上の職員数と、「2 職員数（定員管理）関係」に記載する職員数及びこれまで公表してきた職員数等とは一致しない。
 - 他都市平均の数値は、当該調査の本市以外の政令市の職員数の合計を、推計人口の合計で除した数値（市民1人当たりの職員数）に、本市人口を乗じて、本市の規模に換算したもの。
 - 当該調査は、異なる組織形態の都道府県・市町村について、総務省が自治体の業務を性質別に分類した「行政部門」に応じて、一律に職員を分類したものを集計して行われており、その性質上、主に次の3点で実態と若干相違する。
 - ① 都市により、行政部門の分類の解釈、分類の方法が異なる
 - ② 複数部門の業務を兼ねる職員は、どちらか片方の部門に分類されている
 - ③ 4月2日以降の人事異動が反映されない（本市の4月中旬の一般職員人事異動も未反映）
 - 一方で、職員の総数は統一の基準で正確に比較できることや、組織形態が異なる都市間の行政部門ごとの職員数の多寡の傾向の把握には有効であることから、本市の定員適正化の検討に活用している。
- ※ 当該調査では「再任用短時間勤務の職員」が調査対象外となっている。これにより、特に定型的な業務に関する行政部門において実態と正しく反映できていないことから、本資料では、本市が独自に調査した令和2年4月現在の他都市の再任用短時間勤務職員の数を加えて比較を行っている。このため、総務省のホームページ等で公表されている数値とも完全一致しない。

本市の組織及び主な所管業務

(参考資料)

局	部	課	主な所管業務
環境政策局	地球温暖化対策室		地球温暖化対策に関する調査、研究、企画及び調整、地球温暖化対策の推進、環境保全活動センター(京エコロジーセンター)、地球温暖化防止に関する国際的・国内的連携、エネルギー政策の推進
	環境企画部	環境総務課	局の庶務・計理・労務管理、局の所掌事務の調査・調整、環境基本計画
		環境管理課	環境の保全に関する調査、研究、企画及び調整、意識の啓発、事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の促進、環境影響評価制度、生物多様性の保全及び持続的な利用に係る施策の調査・研究等
		環境指導課	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等による事務、工場・事業場の設置に係る公害防止の事前相談、土壌汚染・地盤沈下に関する調査、有害化学物質・未規制物質による環境汚染の防止、浄化槽、環境共生センター
		環境共生センター(2箇所)	公害関係法令に基づく各種届出等の受理及び工場・事業所への立入調査、工場・事業場の設置に係る公害防止事前相談、浄化槽、公害苦情相談、事業系廃棄物排出事業者への指導、事業者への地球温暖化対策等の啓発
	循環型社会推進部	ごみ減量推進課	部の所掌事務の連絡・調整、循環型社会の形成に関する意識の啓発、廃棄物の処理等に関する調査、研究、企画、廃棄物減量等推進審議会並びにごみの減量化、再資源化の推進、循環型社会の形成、ごみの減量化・再資源化の企画・調整
		まち美化推進課	循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発、一般廃棄物の収集・運搬及びふん尿の処分の作業計画、一般廃棄物の収集・運搬に係る受託者の指導・監督、浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集・運搬)の許可・指導・監督、一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ、犬、猫等の死体、ふん尿に係るものに限る)に関する事務の企画・調査、粗大ごみの処理手数料の徴収、公衆便所、まち美化事務所・生活環境美化センター
		まち美化事務所(7箇所)	一般廃棄物の収集・運搬、ごみの減量化及び再資源化の推進、循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発、一般廃棄物の処理に係る相談、不法投棄の監視・取締り
		生活環境美化センター	ごみ処理手数料・ふん尿処理手数料の徴収、粗大ごみ・一時多量ごみの収集、犬・猫等の死体の収集、ふん尿の収集、不法投棄廃棄物の収集、清掃事業用車両の整備、まちの美化に関する意識の啓発
		廃棄物指導課	産業廃棄物の処理対策、廃棄物を生じる事業者等に対する指導・監督、廃棄物処理業の許可・指導・監督、廃棄物処理施設の許可・認可・届出・指導・監督、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務、使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務、産業廃棄物の不法投棄の監視・取締り
		適正処理施設部	施設管理課
		施設整備課	局の事業に係る施設の整備計画、一般廃棄物処理施設の新築・増改築・大規模改修、一般廃棄物施設の建築設備の新設・増設、環境影響評価、一般廃棄物処理施設の機械・電気装置・付帯設備の維持修繕、一般廃棄物の処分の作業計画、焼却残灰及び再搬送ごみの運搬、廃棄物処理に係る調査・技術的研究、廃棄物処理施設に係る環境調査、工事の設計・施行・監督・検査、工所用材料等の現場検収
		施設建設課	南部クリーンセンター第二工場の建替え・建築設備の新設・増設、工事の設計・施行・監督・検査、工所用材料等の現場検収
		クリーンセンター	廃棄物の処分、廃棄物焼却施設の管理、バイオガス化施設の管理、粗大ごみ破砕施設(選別資源化施設)の管理、再資源化施設の管理
		埋立事業管理事務所	埋立事業に係る調査・研究・広報、廃棄物の埋立処分、埋立地・施設の管理、施設の周辺における環境の監視

局	部	課	主な所管業務
行財政局	総務部	総務課	局の庶務・計理・労務・企画調査, 議会, ふるさと納税・企業版ふるさと納税, 芸術大学
		法制課	市例規集の編集・追録, 訴訟・調停, 地方自治関係法制の調査, 公印の管理, 政策法務
		庁舎管理課	庁舎の管理, 新庁舎の整備
		総務事務センター	総務事務の効率化に関する事務の企画調査及び総務事務センターの運営
	サービス事業推進室	都心部・主要ターミナル及び観光地周辺等における美化活動, 局区等が実施する啓発活動などの事業運営支援, 「京都市違法駐車等防止条例」に基づく指導・啓発等	
	防災危機管理室	防災対策(防災会議, 地域防災計画), 国民保護(国民保護協議会, 国民保護計画), 危機管理(危機管理基本計画), 原子力災害対策, 国土強靱化地域計画	
	人事部	人事課	職員の定数・任用・離職・配置・分限・懲戒・考課・服務・表彰・退職手当, 人事管理の調査・研究, 組織管理・専決, 委任, 事務引継, 人材の育成及び組織の活性化に関する施策の企画・調整, 市民応対向上のための施策の企画・実施, 職員研修の企画・実施, 職員の衛生管理, 事業場の安全管理
		給与課	職員の給与・勤務条件, 職員団体その他労政, 公務災害等の補償
		厚生課	職員の福利厚生, 職員厚生会, 職員共済組合
	コンプライアンス推進室	服務監察及び業務監察, 公益通報者保護法, 職員倫理条例, 公正職務執行条例, 行政不服審査法, 内部統制, 職場におけるハラスメントに関する相談及び指導	
	財政部	財政課	財政の調査・計画, 市債・借入金, 基金の管理の統轄, 地方交付税, 財源確保の統括, 予算の編成, 予算の執行調整・管理, 財政事情の公表, 行財政改革の推進, 事務事業評価制度, 外郭団体の指導調整
		契約課	物件の売買契約・貸借契約, 契約の履行, 工事その他の請負契約, 公契約基本条例
	資産活用推進室	公有財産管理の統轄, 公舎管理の統轄, 公有財産の有効活用及び効率的な管理の統轄, 公共施設マネジメントの推進, 国土利用計画法等による事務, 不動産の評価の統轄, 公共用地取得価格等の審査, 普通財産の管理・処分, 不動産の交換, 登記, 市有地(道路を除く。)の境界明示・測量, 広告事業及びネーミングライツの統轄, 市有債権管理の統轄, 土地開発公社に関する事務, 学校跡地の活用, 地籍調査	
	税務部	税制課	市税の予算・決算資料の調製, 税務統計, 税制の調査研究, 市税制度の企画立案, 市民税(普通徴収のみ)の賦課事務の管理, 固定資産評価審査委員会事務, 宿泊税
		資産税課	固定資産税・都市計画税の賦課事務の管理, 固定資産(土地・家屋)評価事務の企画・指導, 固定資産税(償却資産)の賦課事務, 特別土地保有税の申告指導・賦課事務
	市税事務所	市民税室 個人市民税担当	市・府民税(普通徴収)の賦課
		市民税室 法人税務担当	市民税(法人分)の申告指導・賦課, 市・府民税(特別徴収のみ)の申告指導・賦課, 事業所税の申告指導・賦課事務, 入湯税の申告指導・賦課
固定資産税室		固定資産税(土地・家屋)の賦課	
納税室 収納対策担当, 諸税・高額徴収担当		滞納整理事務の管理・指導, 市民税(法人分及び特別徴収分)・固定資産税(償却資産)・宿泊税, 事業所税等の納税相談・徴収, 高額滞納案件の徴収及び公売	
納税室 納税第一～第六担当		市・府民税(普通徴収)・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税, 軽自動車税の納税相談・徴収	
納税室 納税推進担当		口座振替, 市税の納付状況の管理, 自主納税意識の啓発, 市たばこ税の賦課	
軽自動車税事務所		軽自動車税(種別割)の賦課	

局	部	課	主な所管業務
総合企画局	都市経営戦略室		都市経営に関する調査・企画
	総合政策室	政策総務担当	局の庶務・計理, 都市関係会議, 地方分権の推進
		SDGs・レジリエンス戦略担当	SDGsに関する普及, 啓発及び調整, レジリエンス戦略
		創生戦略担当	「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略
		市民協働推進担当	市民の市政への参加の推進, まちづくり活動の活性化
		京都創生担当	国家戦略としての京都創生, 双京構想の推進
		大学政策担当	大学のまち京都・学生のまち京都の推進, 大学のまち交流センターに関する事務, 留学生に関する事務, 大学の施設整備の支援, 山ノ内浄水場跡地活用事業の推進
	東京事務所		各省庁との連絡・情報収集, 首都圏におけるシティセールス
	市長公室	秘書担当	市長・副市長の秘書, 儀式・表彰等, 一般褒章の内申等, 寄付受納
		広報担当	市民しんぶんの発行, テレビ・ラジオ・ITなどを活用した市政広報, 報道機関への情報提供, 市民憲章の推進, 市長への手紙, 市政総合アンケート, 市政情報総合案内コールセンターの運営
		政策企画調整担当	京都市基本構想, 京都市基本計画, 行政評価条例による事務の統括, 政策評価制度, 政策の調査・研究, 国の予算に係る要望, 京都府との連絡及び調整, 重要な事務事業の進行管理, 未来まちづくり戦略会議の運営, 特区制度の活用・推進
	文化庁移転推進室		文化庁移転に関する調査・企画
	リニア・北陸新幹線誘致推進室		リニア中央新幹線の誘致に関する調査・企画, 北陸新幹線に関する企画, 連絡及び調整
	プロジェクト推進室		岡崎地域活性化, 京都駅西部・東南部・東部エリア活性化, 西陣地域活性化, 大岩街道周辺地域対策
	国際化推進室		多文化共生施策の推進, 姉妹都市等との交流, 国際的儀礼・接遇, 国際交流関係団体等との連絡, 世界歴史都市会議・世界歴史都市連盟・国際交流会館
	情報化推進室	情報政策担当, デジタル化推進担当, 情報セキュリティ・ICT推進担当	
情報管理担当		文書管理, マイクロフィルム化事業, 文書交換所及びメールカーの運行管理, 条例及び規則の公布並びに告示等の公表, 情報公開条例による事務の統轄, 個人情報保護条例による事務の統轄, 行政資料の収集, 管理及び提供	
情報システム担当		汎用電子計算機のオープン化の推進, 情報システムの開発, 情報システムの管理運営	
統計解析担当		統計調査の実施・統轄, 統計資料の編集・刊行, 統計情報の高度利用, オープンデータの推進	

局	部	課	主な所管業務
文化市民局	文化芸術都市推進室	文化芸術企画課	文化の普及・向上、京都文化芸術都市創生条例の推進、文化施設の調査及び整備、文化関係団体との連絡、ロームシアター京都、京都コンサートホール、文化会館、円山公園音楽堂、久世ふれあいセンターの文化・スポーツ施設及び京都芸術センター、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団及び公益財団法人京都市芸術文化協会、交響楽団
		文化財保護課	文化財保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理、文化財保護事業資金の融資、世界遺産を含む文化遺産の普及・啓発、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、埋蔵文化財の発掘調査に関する指導、出土品等の整理・研究・収蔵に関する事務及び埋蔵文化財の鑑査事務、考古資料館、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、無鄰菴、史跡岩倉具視幽棲旧宅、重要文化財旧三井家下鴨別邸
	美術館	美術品・美術工芸品の収集・保管・展覧	
	動物園	動物の飼育・管理・展示、種の保存、繁殖及び研究	
	元離宮二条城事務所	二条城の維持管理、観覧	
	歴史資料館	京都の歴史に関する調査・研究・資料の収集・保存・展示、京都の歴史に関する図書・市政史・市政史料の編さん・刊行	
	くらし安全推進部	文化市民総務課	局の庶務・計理・労務管理
		くらし安全推進課	交通安全対策、違法駐車等防止条例、生活安全条例による事務、路上喫煙等の禁止等に関する条例、犯罪被害者等支援条例、暴力団排除条例による事務、交通安全基本条例、世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動、客引き行為等の禁止等に関する条例
		消費生活総合センター	法律相談、交通事故相談、消費生活相談及びその他市民相談、市民の要望の処理、消費生活に関する調査・企画・啓発情報収集・提供・苦情処理、家庭用品品質表示法及び製品安全関係四法並びに消費者安全法による立入調査等、消費者団体の助成、物価対策、消費生活条例
	地域自治推進室	区政推進担当	区政及び地域行政の総合化に関する調査、企画、連絡及び調整、区庁舎の整備に係る企画及び推進、行旅病死者等に関する連絡及び調整、区役所に関する事務
地域づくり推進担当		地域振興に関する調査、企画、連絡及び調整、地縁団体の認可、集会所新築等補助金、ちびっこひろばに関する事務の統括、市政協力委員、地域コミュニティ活性化推進条例、北部山間地域の振興	
市民活動支援担当		市民の公益的活動に関する企画及び推進、市民活動センター、特定非営利活動促進法	
市民窓口企画担当		戸籍・住民基本台帳・中長期在留者等の住居地の届出・個人の印鑑登録・公的個人認証・特別永住者・マイナンバーカード交付の事務の統括・マイナンバー制度に係る企画調整・証明書発行コーナーにおける事務の統括、行政境界明示、町名、町界審議会、町名証明の発行、自動車の臨時運行	
共生社会推進室	人権文化推進担当	人権文化構築に関する総合的な企画調整・推進、人権尊重の意識高揚を図るための啓発事業の統括	
	男女共同参画推進担当	男女共同参画、男女共同参画審議会、男女共同参画センター、女性の活躍推進、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進、婚活支援、勤労者教育対策(労働学校)、労働者金融対策、勤労者情報システム、その他勤労者福祉対策、働き方改革、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務、配偶者暴力相談支援センター	
市民スポーツ振興室	スポーツ企画担当(庶務担当)	スポーツの普及・振興に関する企画・調整	
	スポーツ企画担当(施設担当)	スポーツ施設の調査及び整備計画、体育館等運動施設の維持管理	
	スポーツ企画担当(WMG担当)	ワールドマスターズゲームズ2021関西の推進	
	スポーツ活動推進担当	スポーツの普及・振興、競技水準の向上、市民のスポーツ・レクリエーションの指導・奨励、体育関係団体との連絡	
	京都マラソン担当	京都マラソンの推進	

局	部	課	主な所管業務
産業観光局	産業企画室	総務・政策担当	局の庶務・計理・労務管理, 産業及び観光に関する調査・企画・情報収集・提供, 中小企業金融支援
		ひと・しごとと環境整備担当	雇用施策の推進, わかもの就職支援センターの運営
		食の京都推進担当	京の食文化の振興
		中央卸売市場第一市場	青果・水産品・加工品の卸売市場の運営, 業者の指導・検査・監督, 市場活性化事業
		中央卸売市場第二市場	食肉類の卸売市場の運営, と畜解体業等の承認, 業者の指導・検査・監督
		産業イノベーション推進室	企業支援業務の統括, 産学公連携の促進, 新事業創出支援, イノベーション創出支援, 次世代産業創出支援, ベンチャー企業等への支援, 産業関係団体の指導・助成, 企業等立地対策
		地域企業イノベーション推進室	中小企業経営支援, 地域企業振興, 地域企業の働き方改革の推進, 関係団体の指導・助成, ソーシャル・イノベーション創出支援, スタートアップ支援, イノベーション拠点整備, 商業振興, 商業施設の設置に係る指導, 旧公設小売市場の管理
		クリエイティブ産業振興室	伝統産業(工芸・染織)の振興, 関係団体の指導・助成, 産業デザイン, コンテンツ産業振興
		地域企業支援策活用推進室	新型コロナウイルス感染症に係る中小企業に対する施策の活用に関する総合的な相談支援(中小企業等支援策活用サポートセンターの運営), 同施策の実施支援
		観光MICE推進室	観光資源の保護・整備, 観光施設, 観光振興対策, 観光宣伝(国内・海外), 観光客の誘致, MICEの誘致・受入れ, 宿泊環境の整備
	農林振興室	農林企画課	農業施策の調査・企画, 農業緑地の保全, 農業共済事業, 農業用施設の改良・保全, 農道及び農業用水路等に関する事務, 園芸振興, 畜水産業の振興, 防災・農業施設保全, 鳥獣対策
		林業振興課	林業技術の改良, 造林, 市有林の施業, 林道の開設・改善, 林道網整備計画, 山村地域振興対策, 森林の経営管理, 森林保全
		農業振興センター(3箇所)	農畜水産業の経営改善・技術指導, 経営所得安定対策等に関する事務, 農地・農業用施設の改修・維持管理, 農業用水の水源対策, 有害鳥獣の駆除
	京北農林業振興センター	農林畜水産業の経営改善・技術指導, 経営所得安定対策等に関する事務, 農地・農業用施設の改修・維持管理, 農業用水の水源対策, 有害鳥獣の駆除	

局	部	課	主な所管業務
保健福祉局	保健福祉部	保健福祉総務課	局の庶務・計理・労務管理・市会に関する事務、再犯防止に関する事務、被災者住宅再建等支援金事務、災害弔慰金の支給事務、社会福祉審議会に関する事務、保健・医療・福祉に係る調査及び統計に関する事務、不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する事務
		監査指導課	社会福祉法による社会福祉法人の認可・指導及び監督、老人福祉施設の指導及び監督、介護保険サービス事業者等の指導及び監督、障害福祉サービス事業者等の指導及び監督、有料老人ホームの指導及び監督
	障害保健福祉推進室	はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの進行管理、障害者総合支援法に関する事務、障害者社会参加の促進、障害者相談員、特別障害者手当等の支給、心身障害者扶養共済事業、療育手帳の交付、障害福祉サービス事業所等の指定、障害者福祉施設の整備、運営指導、精神保健福祉、みやこユニバーサルデザインの推進、重度心身障害者医療費、難病対策、手話言語条例に関する事務	
	地域リハビリテーション推進センター	身体障害者手帳の交付、身体障害者更生相談所、高次脳機能障害専門相談窓口、障害者支援施設（高次脳機能障害のある方の訓練）	
	こころの健康増進センター	精神保健福祉に係る知識の普及・調査・研究・相談、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務、精神保健福祉法に基づく診察・移送、自殺対策、回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進	
	生活福祉部	生活福祉課	生活保護法及び中国残留邦人等支援法による事務の統括、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による医療・介護機関の指定、指導及び監督、生活困窮者自立支援法による事務、中央保護所に関する事、戦没者遺族等援護事務
		保険年金課	国民健康保険事業の統轄、国民健康保険料の賦課徴収・保険給付の統轄、国民健康保険法等に基づく第三者行為求償の統轄、国民年金等に関する事務の統轄、高齢者医療の確保に関する法律による事務の統轄、高齢者の医療の確保に関する法律による国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険法による診療報酬の審査
	健康長寿のまち・京都推進室	健康長寿企画課	保健福祉センターの一般管理事務、地域福祉の推進、高齢者の社会参加、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業、認知症高齢者支援、在宅医療・介護連携推進事業、「健康長寿のまち・京都」の推進、健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン、骨髄バンク、健康増進センター、介護予防、ひきこもり寄り添い支援、地域保健、衛生教育、健康づくり事業、食育推進、栄養改善、国民健康・栄養調査、青年期健康診査、歯科保健、生活習慣病対策、献血推進、保健所運営協議会等に関する事務
		介護ケア推進課	介護保険に関する企画及び調整、介護保険の調査、統計、普及及び事業報告、介護保険の被保険者の資格及び保険給付に関する事務の管理及び改善、介護保険料の賦課徴収事務の管理及び改善、事業者の指定、介護認定審査会、介護認定給付事務センター、老人福祉施設の整備計画、老人福祉施設に係る許可及び認可に関する事、老人医療費、京都市民長寿すこやかプランの推進、高齢社会における福祉施策の調査、研究、企画及び調整、高齢者の社会参加、老人福祉法に関する事務の統轄、敬老乗車証、認知症高齢者等に係る権利の擁護、長寿すこやかセンター等に関する事
	医療衛生推進室	医療衛生企画課	健康危機対策、感染症・エイズ、結核等の予防対策の統轄、防疫対策、予防接種、食品衛生法による営業許可・指導の統轄、食鳥検査に関する事、市営墓地・墓園・斎場の管理運営、生活衛生関係営業施設、温泉利用施設、墓地、ペット霊園、消毒営業、そ族昆虫、建築物衛生、プール、専用水道等水関連施設に関する許可・指導・事務等の統轄、旅館業法等による営業許可・指導の統轄、毒物及び劇物取締法及び薬機法による許可・指導の統轄、動物愛護・狂犬病予防に関する指導の統轄、休日等の緊急時の医療確保対策、医療従事者の確保対策、病院・診療所・助産所・歯科技工所・施術所の許可・届出等に関する事
医療衛生センター		違法な「民泊」の適正化に向けた指導、生活衛生・食品衛生関係営業施設の許可・届出及び監視・指導、食中毒対応	
(医療衛生コーナー)		模擬店の届出(検便)、食品衛生・生活衛生の相談、飼い犬の登録、犬・猫等動物に関する相談、営業許可等の更新・住所変更等の簡易な申請・届出、証明書発行など	
衛生環境研究所		疫学的調査・研究、公衆衛生・環境に関する情報の収集・解析・提供、衛生技術指導、環境衛生・食品衛生・医薬品・環境汚染等に関する試験・検査・研究、食鳥検査、環境汚染等の監視・測定、大気汚染の緊急時の連絡、環境保全に係る相談・研修	
京都動物愛護センター		狂犬病予防法による事務、動物の適正な取扱いの指導・啓発、犬・ねこ等の健康相談	

局	部	課	主な所管業務
子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室		局の庶務・計理・労務管理・研修, 社会保障制度の適正な運営に関する調査・企画・連絡調整, 社会福祉法による社会福祉法人の認可・指導及び監督, 児童福祉施設等の指導及び監督, 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進, みやこ子ども土曜塾に係る事業の推進・関係機関との連絡調整
	子ども若者未来部	育成推進課	子ども若者の育成に係る総合的な支援に関する事務の調査・企画・連絡調整, 青少年活動の推進に関する事務の連絡調整, 児童福祉施設の認可・指導, 児童館の運営指導, 学童クラブ事業の実施, 放課後まなび教室の推進, 青少年活動センター・百井青少年村, 子ども・若者総合支援事業, スポーツ少年団その他少年団体の運営指導
		子ども家庭支援課	児童手当・児童扶養手当の支給, 母子父子寡婦福祉資金の貸付, 障害児福祉サービス事業所等の指定, 障害児入所施設の認可, ひとり親家庭等医療費・子ども医療費支給制度に関する事務, 学童う歯対策事業の医療費の支給
	子育て支援総合センターこどもみらい館		庶務・計理事務, 企画推進会議の開催, 研修室等の供用業務, 施設管理, 「子育て図書館」の運営・ボランティアの募集及び養成, 子育て情報の発信, 乳幼児の子育てに関する総合的な相談事業及び各種講座・セミナー, 研究・研修事業の実施, 子育て支援ボランティアの募集及び養成
	児童福祉センター		児童福祉に関する調査・研究・統計・相談, 一時保護, 知的障害児, 難聴児, 自閉症等の発達障害児への支援・治療等
	桃陽病院		桃陽病院(小児慢性疾患患者の診療・指導・看護)の運営
	幼保総合支援室		保育行政の基本計画・保育施策の検討, 保育所保育費用, 幼児教育・保育の無償化, 民営保育所の認可・法外援助・運営指導, 私立幼稚園の振興・助成事務, 私立幼稚園就園奨励費, 市営保育所の一般管理・労務管理, 保育所職員の研修指導
	保育所(14箇所)		乳幼児の保育

局	部	課	主な所管業務
都市計画局	都市企画部	都市総務課	局の庶務・計理・労務、建築・設備工事の技術的事項に係る調査・研究及び研修、建築・設備工事の検査、御池公共地下道の維持管理、御池地下街・地下駐車場・醍醐交流会館・醍醐駐車場に係る連絡・調整、住宅供給公社に関すること、ニュータウンの活性化の推進に関する施策の調査・企画・連絡・調整
		都市計画課	都市計画施設及び地域地区の指定、都市計画決定事務、都市計画法による地区計画、都市計画施設該当証明、駐車場法による駐車場の監督、生産緑地法、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例
	まち再生・創造推進室		空き家対策・密集市街地対策・細街路対策の推進、都市整備等に係る調査・企画・連絡・調整、住民等による自主的なまちづくり活動に係る支援及び誘導施策の推進、既成市街地の再生に係る支援、京町家の保全及び継承に関する施策の調査・企画・連絡・調整、(公財)京都市景観・まちづくりセンター
	都市景観部	景観政策課	(1)景観の保全及び創出に係る施策の調査・研究・企画・推進、伝統的建造物群保存地区条例による事務、景観重要建造物の指定に関する事務、美観風致審議会・景観審査会・開発審査会の運営
			(2)景観法及び市街地景観整備条例による事務、眺望景観創生条例による事務、京都市都市計画高度地区の計画書の規定による特例許可の手続きに関する条例
		風致保全課	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法・都市緑地法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による許可、風致地区条例・自然風景保全条例・眺望景観創生条例による許可、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法・都市緑地法による土地の取得・管理、風致保全緑地の管理
		開発指導課	開発行為・宅地造成工事等の許可・承認等、宅地造成等規制法による事務、採石法・砂利採取法による採取計画の認可・命令・立入検査等、宅地造成に伴う災害の防止に関する事務、宅地開発事業の指導、租税特別措置法による優良住宅等の認定、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法・都市緑地法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による指導、風致地区条例・自然風景保全条例・眺望景観創生条例による指導
	広告景観づくり推進課	屋外広告物法・屋外広告物等に関する条例による事務、優良な屋外広告物の誘導に関する事務、違法な屋外広告物に係る指導及び除却	
	建築指導部	建築指導課	建築基準法等による許可・認定・指定、建築協定に関する事務、歴史的建築物の保存及び活用に関する条例、建築審査会の運営、狭あい道路対策の推進、建築基準法による道路の指定・廃止、中高層条例の届出、建築の相談・指導・紛争の調整・調停
		建築審査課	建築確認事務の相談・指導、建築基準法による確認・検査、仮使用の認定、地球温暖化対策条例による建築物の指導・審査、CASBEE京都の普及の促進、省エネ法による届出、長期優良住宅の審査・認定、工事中の安全計画書、福祉のまちづくりのための建築物の環境整備に関する事務、昇降機・建築設備等の定期報告
建築安全推進課		建築物の安心・安全対策、違反建築物等に対する指導、老朽危険建築物対策の推進、特殊建築物の定期報告に関する事務、耐震改修促進計画、耐震化支援事業の推進、吹付けアスベスト除去等助成事業、建設リサイクル法の届出、土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業、被災建築物の応急危険度判定	
公共建築部	公共建築企画課	市有建築物の建築計画・維持修繕計画・耐震改修計画の技術的事項に係る企画・調整・指導・支援、公共施設マネジメント推進に係る技術的支援、部内の設計図書の見直し及び監理、自家用電気工作物の工事・維持・運用の保安事務の統括	
	公共建築建設課	市有建築物(建築設備を含む)の新築・増改築・大規模改修の設計・工事の監督	
	公共建築整備課	市有建築物(建築設備を含む)の改修・修繕・模様替えの設計・工事の監督	
歩くまち京都推進室		「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進、総合的な交通体系に係る調査・研究・計画及び公共交通の利用の促進	
住宅室	住宅政策課	住宅政策の企画・推進、地域優良賃貸住宅の供給促進、高齢者の居住の安定確保に関する法律、住宅融資、分譲マンションの管理の支援、住宅審議会の運営、久我の杜生涯学習プラザ	
	住宅管理課	市営住宅等の管理運営、市営住宅の入居者の移転(建て替え・改善等の実施に伴うものを除く)、家賃等の収納、滞納・不法占有等に対する指導・法的措置	
	すまいまちづくり課	市営住宅の新築・建て替え・改善・修繕・除却等の調整・計画、市営住宅の建て替え・改善等の実施に伴入居者の移転、住宅地区改良事業・住宅市街地総合整備事業等の実施、市営住宅の建設等に係る土地・建物等の取得	

局	部	課	主な所管業務
建設局	建設企画部	建設総務課	庶務, 計理, 労務, 研修
		建設企画課	事業の企画調整, 京都市の将来を見据えた道路ネットワークの検討, 北陸新幹線整備に係る調整等
		監理検査課	局の技術統括, 進行管理, 設計の標準化及び工事の代価の指導, 土木工事に係る調査等
	土木管理部	土木管理課	各土木事務所の調整, 公共土木施設の維持管理計画, 防災対策, 放置自動車対策, 水防事務組合等
		橋りょう健全推進課	橋りょうの健全化の推進(耐震補強, 老朽化修繕)
		河川整備課	雨水流出抑制施設の設置指導, 浸水防除に関する調査・計画, 河川・排水路等の新設・改良・補修工事の実施, 都市基盤河川・準用河川の改修, 排水機場の維持管理の統括
		道路河川管理課	道路及び里道の占用事務, 看板等路上物件適正化事業, 河川及び水路等の占用事務, 道路工事調整, 宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導, 道路管理者以外の者が行う道路等に関する工事等の承認, 道路, 里道及び水路等の不法占拠対策, 道路管理システム
		道路明示課	道路, 里道及び水路等の台帳の補正, 道路の認定, 廃止等, 道路の区域明示及び境界明示, 里道及び水路等の境界明示
	土木事務所(8箇所)		道路, 橋りょう, 河川の維持及び管理並びに改修, 私道整備の助成
	自転車政策推進室		放置自転車対策, 自転車等駐車場及び駐車場の整備・管理等, 自転車に関する施策の推進に係る連絡及び調整
	道路建設部	道路建設課	道路の新設及び改良等, 都市計画道路の新設, 橋りょうの新設及び改良, 鉄道関連事業及びこれらに関連する都市計画道路事業の実施等
		道路環境整備課	電線類地中化事業, バリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業, 地域整備事業
		用地課	公共用地の取得及び補償金額の算定等
	みどり政策推進室		みどり管理事務所の統轄, 公園・緑地の調査・計画・新設・改修, 緑化推進, 街路樹の維持・管理, 公益財団法人京都市都市緑化協会等
	みどり管理事務所(2箇所)		公園・緑地の新設・改修・維持・管理, 都市公園の占用許可, 公園緑地使用料の徴収, 都市公園台帳の整備
	都市整備部	市街地整備課	土地区画整理事業等に係る統轄・連絡調整, 調査・計画, 組合等施行事業に係る許可・指導, 換地計画の決定・公告, 町名, 町界及び地番の整理, 土地・家屋の登記, 清算金の徴収交付, 山科駅前の市街地再開発事業
		整備推進課	上鳥羽南部地区土地区画整理事業の実施
		南部区画整理事務所	伏見西部第三・第四・第五地区土地区画整理事業の実施, 損失補償額の積算

局	部	課	主な所管業務
会計室			支出の審査, 金銭・物品の出納・保管
区役所・支所(14箇所)	地域力推進室		区役所の庶務, 庁舎の管理, 行旅病人, 行旅死亡人などに関する事務, 防災, 各種統計調査, 選挙, 区基本計画, 市民しんぶん区版等
	区民部	市民窓口課	戸籍, 児童・生徒の就学, 人口動態調査令による調査, 埋火葬の許可, 各種証明書などの交付, 住民基本台帳, 印鑑の登録, 特別永住者証明書等
	保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課	保健福祉センターの庶務, 保健・福祉に関する地域の各種団体(民生児童委員, 老人福祉員, 保健協議会, 地域献血会, 老人クラブなど), ひきこもり支援の統括, 地域あんしん支援員・よりそい支援員との連携, 健康長寿を推進するための事業, 高齢者に関する相談支援, 成人保健, 感染症, 敬老乗車証・老人医療, 介護保険, 家族介護用品・シルバーホン等高齢者の支援, 高齢者インフルエンザ, 肺炎球菌予防接種の自己負担区分証明書等
		障害保健福祉課	障害者手帳交付, 障害者福祉相談支援, 障害福祉サービス支給, 精神保健福祉相談, 難病患者訪問相談, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 重度心身障害者医療, 自立支援医療(更生医療, 精神通院医療), 特定医療費(指定難病)等
		生活福祉課	生活保護事務, 戦没者遺族援護, 生活困窮者の相談窓口, 生活保護の実施, 中国残留邦人等支援給付等
		保険年金課	国民健康保険・後期高齢者医療の資格・保険料徴収・給付, 国民年金等
	保健福祉センター子どもはぐみ室		児童手当, 児童扶養手当, 子ども医療, ひとり親家庭等医療, 未熟児養育医療, 育成医療, 小児慢性特定疾病医療, 不妊治療費等助成, 母子父子寡婦福祉資金貸付, 保育所入所, 母子健康手帳交付, 母子保健指導, 乳幼児健診, 予防接種, 離乳食講習会, 乳幼児歯科相談, 子ども・ひとり親家庭相談支援等
	京北出張所	庶務担当	出張所の庶務, 庁舎の管理に関する事, ホームページ, 防災, 市政に関する相談, 粗大ごみ処理手数料券の販売, 原動機付自転車などの登録申告及び廃車申告, 軽自動車税の減免及び証明
		市民窓口担当	戸籍, 住民基本台帳, 外国人登録, 印鑑登録, 各種証明書等の交付, 埋火葬の許可, 市税等の納入
		保健福祉総務課第一担当	国民健康保険, 後期高齢者医療, 国民年金, 介護保険, 福祉医療, 敬老乗車証, 子ども手当, 児童扶養手当, 福祉に関する相談等
保健福祉第二担当		母子健康手帳などの交付, 各種検診, 家庭訪問指導, 健康に関する相談など	
出張所(京北以外13箇所)		市政に関する相談, 戸籍, 住民基本台帳, 印鑑登録, 市税, 国民健康保険などに関する申請の取次ぎ	
市会事務局	総務課	議員に関する事務, 本会議傍聴に関する事務, 局の庶務・労務・計理等	
	調査課	本会議・常任委員会・特別委員会・市会運営委員会等に関する事務, 会議録・委員会の記録, 請願・陳情等	
	議事課	議会活動等に関する調査, 議員提出議案, 議員政策立案のサポート, 市会改革に関する事務, 市会だより・ホームページなどの広報, 図書・情報室等	
選挙管理委員会事務局	選挙課	局の庶務・計理・労務管理, 各種選挙・直接請求事務管理・指導, 区選挙管理委員会事務局の指揮監督, 選挙に係る啓発・周知, 選挙統計・調査, 書記の研修	
監査事務局		監査委員及び局の庶務, 定期監査, 例月出納検査, 決算審査, 基金運用状況審査, 財政援助団体等監査, 住民監査請求監査, 健全化判断比率及び資金不足比率審査, 外部監査人の監査の事務への協力, その他監査に関する事	
人事委員会事務局		人事委員会の議事, 職員採用試験及び係長能力認定試験等の実施, 人事行政に関する各種制度等の調査研究, 職員の勤務条件に関する制度の調査研究, 職員の給与に関する調査研究・報告及び勧告, 職員の勤務条件に関する措置の要求, 職員に対する不利益な処分についての不服申立て, 職員の苦情の処理, 非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権関係	
農業委員会事務局		事務局の庶務, 農地等の利用関係の調整, 農地の相続税納税猶予制度, 農業者年金	

局	部	課	主な所管業務
消防局	総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・局の庶務，儀式及び渉外並びに全国消防長会等 ・局の組織，文書，消防関係法令及び制度の調査研究 ・局の基本施策，業務の改善及び事務能率の増進 ・消防広報及び広聴，消防の国際交流，報道機関との連絡 ・局に属する予算及び決算 ・市民防災センター，(一財)京都市防災協会
		消防団課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の組織及び制度，施設及び装備 ・消防団員の教育，服務，服制及び服装，公務災害補償等 ・消防団の充実強化，ジュニア消防団
		人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定数及び配置，任免，人事評価，懲戒，分限 ・資格管理，労務管理，倫理の保持，服制等 ・消防職員委員会・職員の給与，給与統計等 ・職員の健康管理，安全管理，公務災害補償及び福利厚生
		施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備，局に属する公有財産の管理，物品の購入及び修繕，出納管理並びに職員の貸与品 ・消防装備(消防通信施設を除く。)の企画及び設計
	予防部	予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防の対策，事業所の自衛消防隊等の指導 ・防火運動その他の火災予防の啓発 ・火災の原因及び損害の調査並びに火災の統計 ・消防の鑑識及び危険物等の性状等の試験 ・査察，違反処理及び火災予防上の措置 ・文化財の防火対策及び防災対策 ・文化財保護関係機関及び関係団体との連絡
		指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理，消防設備士等の指導 ・建築物の許可及び確認の同意事務 ・建築物の防火対策及び防災対策に係る指導 ・危険物及び指定可燃物の規制，危険物取扱者，危険物施設の管理者等の指導，危険物の判定 ・液化石油ガス，都市ガスその他特殊な物質の防火 ・火薬類の規制，火薬類を取り扱う者等の指導 ・高圧ガスの規制，高圧ガスを取り扱う者等の指導
		市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成及び指導 ・市民に対する防火及び防災に係る安全対策 ・在宅避難困難者等の防火及び防災に係る安全対策 ・地域の幼年及び少年に対する防火及び防災に係る安全指導 ・住宅防火対策の推進 ・住宅用火災警報器の設置，維持管理及び普及 ・文化財市民レスキュー体制
	警防部	警防計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・警防活動の組織及び制度 ・消防部隊及び車両の配置計画 ・震災，水災，特殊災害及び武力攻撃事態等の警防対策 ・大規模な伝統行事，祭典等の消防警備計画 ・消防相互応援協定及び緊急消防援助隊
		情報指令課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの企画及び研究，活用計画の調査 ・情報システムの管理，運用，セキュリティ対策 ・消防通信施設の企画，整備及び保全 ・通信従事者等の指導，消防通信に係る関係機関との連絡調整 ・指令管制業務に係る企画及び調整
		消防救助課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場活動に係る事務の統括 ・消防救助活動に係る調査，研究及び研修 ・警備計画の統括，消防水利の開発及び保全 ・緊急消防援助隊及び国際消防救助隊の派遣
		救急課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急業務に係る事務の統括 ・救急活動に係る調査，研究及び研修 ・救急隊の配置計画，技能管理，安全管理及び感染防止対策 ・メディカルコントロール体制，救急医療関係機関との連絡調整及び救急活動の検証 ・救急業務指導医師研修，病院実習及び高度救急研修センター
	消防学校	教育管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校の運営管理 ・消防職員の教育計画，学校教育，体力管理，職場教育，職務研究の指導 ・消防団員の学校における教育の実施・京都府立消防学校との連絡協調
		技術指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動総合センターを活用した訓練，災害現場活動に係る調査及び研究 ・応急手当の普及啓発，普通救命講習その他応急手当の講習 ・救急教育訓練センターの運用 ・消防音楽隊の演奏活動による消防行政の普及啓発 ・幼年消防クラブの育成及び指導
		支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災その他の災害の警戒及び防御の支援 ・大規模な火災及び特殊災害の支援 ・消防装備の整備，保全，管理及び備蓄 ・消防機械器具の操作及び整備技術の指導 ・指定自動車整備事業，高圧ガスの製造
	消防署，消防分署(12箇所)	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務，職員の人事，労務，給与，会計，職員の福利厚生，消防団の充実強化，ジュニア消防団の育成及び指導等
		消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防の対策，事業所の防火指導，自衛消防隊等の指導，火災の警戒及び防御，救急業務，自主防災組織の指導等

局	部	課	主な所管業務
教育委員会事務局	総務部	総務課	局内及び部内庶務, 局内事務の連絡調整, 秘書, 事務局職員の給与, 福利厚生・研修, 予算の編成・執行計画・決定
			広報及び広聴, 政策にかかわる企画及び調整, 市会, 教育委員会に関すること, 教職員に係る職員団体及び労働組合との調整
		調査課	学事, 就学援助
		教職員人事課	教職員の人事管理・評価・採用選考, 人事及び給与に係る調査企画, 公務災害
		学校事務支援室	学校事務職員に対する支援及び指導, 学校事務職員の研修, 教職員の給与・福利厚生, 情報システムの管理運営及び環境整備, 情報化の推進に関する調査及び企画並びに連絡調整, 教育統計, 学校運営費等の配分, 学校教員等の整備
	教育環境整備室		学校等の建築計画・保全・管理, 学校用地等の取得・管理, 学校プール等の建設・整備計画
	指導部	学校指導課	学校教育活動の指導・企画, 教育課程・教科内容等の取扱い, 教科用図書の採択
			学校教育に係る企画・調整, 人権教育の企画・推進
		総合育成支援課	障害のある児童及び生徒に係る教育の企画・指導・助成
		生徒指導課	児童・生徒の健全育成事業
	体育健康教育室		<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の普及・充実, 通学路の安全点検, 防災教育の推進, 「日本スポーツ振興センター」事務, 児童・生徒等の保健・環境衛生の維持向上及び指導 ・学校の疾病予防対策, 学校体育活動の指導助言, 各種体育大会の計画及び実施, 競技力向上対策, 学校体育諸団体との連絡調整 ・学校給食の企画及び調査, 食教育, 調理・栄養指導, 衛生管理, 給食関係諸団体との連絡調整
	生涯学習部	生涯学習推進担当	社会教育委員会議の運営, 生涯学習の振興・計画, 学校を拠点とした生涯学習施設の設置・管理運営, 生涯学習関係機関との連絡調整, 社会教育関係団体の指導・育成
		学校地域協働推進担当	家庭地域教育に関わる事業の支援, 青少年健全育成団体との連絡調整
		施設運営担当	生涯学習総合センター及び図書館の管理・運営
総合教育センター		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の研修及び研究活動に係る指導, 学習指導等に係る指導, 教職員研修等の調査・企画及び実施, 教育計画・教育内容及び教育方法の調査研究 ・学校の教育課程の編成等の支援, 教育資料等の収集及び提供 ・小規模校における教育上の諸問題を解決するため, 学校統合についての調査研究・計画立案・連絡調整等, 「京都教師塾」など教員養成に関する事業 	
京都まなびの街生き方探究館	企画推進室	京都ならではの「スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業」をはじめ, 生き方探究教育推進のための様々な体験学習を実施	
教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)		児童・生徒に係る教育に関する相談・カウンセリング, 教育に関する相談, カウンセリング等に関する調査研究. 不登校の児童・生徒の学校生活等への適応のための支援	
生涯学習総合センター		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の提供に関する業務, 施設の管理, 寄附受納, センター内の連絡調整, 生涯学習振興財団・センターが行う事業の調査, 企画, 運営, 生涯学習に関する資料収集, 情報提供, 関係機関との連絡調整 ・視聴覚教育の振興に係る調査・企画・運営・研修, 視聴覚センター運営委員会 ・施設の提供に関する業務, 施設の管理, 分館が行う事業の調査・企画・運営 	
図書館	中央図書館	自館及び分館並びに右京中央・伏見中央・醍醐中央図書館との総合調整, 館内庶務, 移動図書館, 館内管理, 図書館協議会, 生涯学習振興財団に関すること	
		図書館資料の収集・事業の企画・運営, 他都市図書館との連絡調整, 読書団体との連絡調整	
	図書館(17箇所)	館内庶務, 館内管理, 図書館資料の収集・事業の企画・運営	
学校歴史博物館		博物館内の管理, 事業の企画・立案・運営, 学校等の歴史にかかる調査・研究及び資料の収集・整備・保存並びに展示, 市民向け講座, 研修等の開催, 利用団体の学習活動への助言	
青少年科学センター		センター内庶務, 入場料等の調定・徴収・減免・入場券等の発行, センター施設の保守管理, 工事の設計・施工等, プラネタリウム, 展示, 市民科学事業の企画, 資料の収集・管理, 理科教育教員研修・学習の企画実施, 課内庶務, 市民科学講座の実施・指導, 研究紀要・指導資料等の作成, 諸装置・野外教材等の管理運営	
野外活動施設花背山の家		花背山をの家の庶務, 野外活動のための施設の提供, 野外活動に関する指導・助言, 野外活動に関する調査・研究, 野外活動に関する資料の収集・提供	
野外教育センター奥志摩みさきの家		野外教育活動のための施設の提供, 野外教育活動に関する指導	